

## 第六十八回 国会参議院

## 社会労働委員会会議録第一十一号(刷直しの分)

昭和四十七年六月八日(木曜日)

午前十時十七分開会

出席者は左のとおり

委員長  
理事

中村 英男君

鹿島 俊雄君  
高田 浩運君  
大橋 和孝君  
小平 芳平君石本 茂君  
上田 稔君  
川野辺 静君須原 昭二君  
田中寿美子君  
柏原 ヤス君  
高山 恒雄君  
小笠原貞子君

衆議院議員

社会労働委員長

修正案提出者

国務大臣

労働大臣

政府委員

労働大臣官房長

労働省労働基準局長

労働省婦人少年局長  
労働省職業安定局長

道正 邦彦君

高橋 渡邊 塚原 田邊 森山 鈴司君

藤繩 正勝君  
健二君

高橋 展子君

中村 英男君

英男君

事務局側	労働省職業訓練局長	遠藤 政夫君
常任委員会専門員	中村 英男君	
説明員	飯野 達郎君	
人事院事務総局	榎本 孝悌君	
任用局企画課長	森谷 要君	
人事院厚生課長	安田 裕之君	
職員局厚生課長	岩佐キタイ君	
議官 大臣官房審議官	叶野 七郎君	
人事院長官官房		
厚生省児童家庭局母子福祉課長		
自治省行政局公務員部公務員第二課長		

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
 ○委員長(中村英男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中村英男君) 勤労婦人福祉法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。塚原労働大臣。

○國務大臣(塚原俊郎君) ただいま議題となりました勤労婦人福祉法案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のとおり、近年、婦人の職場進出は著しく、雇用者総数の三分の一、約千百万人に達し、特に既婚婦人がその過半数を占めるに至つております。これら勤労婦人が、職業生活と家庭生活との調和をはかるとともに、その能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むことができるようになります。

これは勤労婦人が、自身のためばかりでなく、国家、社会にとりましてもたいへん重要であると存じます。

政府といしましては、これに對処するためには、勤労婦人の福祉に関する立法措置を講じ、勤労婦人の福利の増進と地位の向上をはかるための諸施策を推進する必要があると考え、婦人少年問題審議会にはかり、その答申に基づいてこの法律案を作成し提案した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、勤労婦人の福祉を改正する法律案の審査のため、明九日参考人の出席を求め、その意見を聽取ることに御異議ございませんか。

○委員長(中村英男君) 御異議ないと認めます。

なお、人選等についてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

ついて、所要の措置を推進することにより、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上をはかるものであることを明らかにいたしました。

第二に、勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにするために、勤労婦人の福祉の基本的理念及び

関係者の責務について規定いたしました。

すなわち、勤労婦人の福祉の基本的理念といしまして、勤労婦人は、次代をになう者の生育について重要な役割りを有するとともに、経済及び社会の發展に寄与する者であることにはがみ、勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和をはかることができるよう、また、職場において、母性を尊重されつつその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むことができるように配慮されることができるよう配慮されました。

他方勤労婦人は、勤労に從事する者としての自覚を持ち、みずから進んで、その能力を開発し、これを職業生活において發揮するようになつてもらわなければならぬことといたしました。

さらに、事業主、国及び地方公共団体がそれぞれ勤労婦人の福祉を増進する責務を有することを明らかにしております。

第三に、国及び地方公共団体は、勤労婦人の福祉について国民の理解と関心を深め、かつ、勤労婦人の勤労に從事する者としての意識を高めるとともに、特に、勤労婦人の能力の有効な發揮を妨げている諸要因の解消をはかるため、必要な啓發活動を行なうこととしたしました。

第四に、勤労婦人の福祉に関する施策を総合的に推進するため、労働大臣は、勤労婦人福祉対策基本方針を定めることとしたしました。

第五に、勤労婦人の福祉に関する施設を整備するため、國、地方公共団体及び事業主が講ずる措置について規定いたしました。

いて、職業指導の充実、職業訓練に関する啓蒙宣伝及び職業訓練の受講を容易にするための措置の実施、職業生活と家庭生活との調和を促進するための指導、相談、講習の実施等福祉増進の措置を講ずるものとしたことあります。

その二是、事業主は、その雇用する労働婦人が妊娠中及び出産後の保健指導等を受けることができるよう時間の配慮を行なうとともに、労働婦人が当該保健指導等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、必要な配慮をするよう努めなければならないものとしたことあります。

その三是、事業主は、その雇用する労働婦人について、必要に応じ、育児休業の実施その他の育儿に関する便宜の供与を行なうように努めなければならぬものとしたことあります。

第六に、労働婦人のための福祉増進活動の拠点として働く婦人の家を設置するようにつとめなければならないものとしたこととしておりました。

定いたしました。すなわち、地方公共団体は、地域の労働婦人の福祉増進活動の拠点として働く婦人の家を設置するようにつとめなければならないことを明らかにしております。また、働く婦人の家には、労働婦人にに対する相談及び指導の業務を担当するにふさわしい指導員を置くようにつとめなければならぬこととしております。

その他労働大臣が行なう調査研究等に関する規定を設け、また、船員及び船員にならうとする者に関しては、運輸大臣が所管することとするため所要の規定を置くこととしたしてあります。

以上この法律案の提案理由及びその内容の概略につきまして御説明申し上げました。

なお、この法律案は、衆議院において一部修正されましたので申し添えます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田邊誠君から説明を聴取いたします。田邊誠君。

○衆議院議員(田邊誠君) 勤労婦人福祉法案に対する衆議院の修正部分について、私からその内容

を御説明申し上げます。

その要旨は、第一に、労働婦人の福祉に関する基本的的理念について、労働婦人が性別により差別されることがない旨を明確にすること。

第二に、国等が労働婦人について、職業訓練に關して講ずる措置は、技能を習得し、その能力の向上をはかることを促進し、かつ、労働婦人に対し職業訓練の機会が均等に確保されるようにするために行なう旨その目的を明らかにすること。

第三に、労働婦人が保健指導等に基づく指導事項を守ることができるようするため、事業主は、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講ずるようにつとめなければならない旨を明らかにすること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(中村英男君) 質疑のある方は、順次御発言願います。

○柏原ヤス君 ただいま提案の理由にもございましたが、全雇用者の三分の一、約千百万人が女性という、この婦人の職場進出の現状、またその過半数が既婚者であるという実態、これをどのように認識されているか、この点をお伺いしたいのでござります。

と申しますのは、この法案が今度国会で取り扱われるというので、大ぜいの働く婦人からいろいろなことが私たちのところに寄せられておりまます。まあ、その実態でございますが、ここにセールスマンの一女性の言い分があるわけです。セールスマンのFさんは若くして主人を亡くされましたので申し添えます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田邊誠君から説明を聴取いたします。田邊誠君。

○衆議院議員(田邊誠君) 勤労婦人福祉法案に対する衆議院の修正部分について、私からその内容

ないまま再び働いた。十七年勤続したFさんの本俸が何と三千円という話にならない話。年々に体力も弱り、いつまで働けるのか、将来のことを考えると毎日が不安でした。仕事の出来

のだ。大企業である保険会社に失業保険もない。何年勤めても最低の生活保障もされない。三年とか五年とか勤続した者に対し、せめて病気をして休んだ時くらいは何らかの保障制度を付けて欲しい。最低でも固定給の制度を作つて欲しい。」まあ

こういう声でござります。

またパートタイム、これはこういうことを言っております。「パートタイム三百五十名のアンケートに依る二百十四名が未亡人又は家庭の事情で生計の中心者であった。去年來のドルショックに依る失業者が目立つて、企業体は忙がしくあります。Hさんは五歳の子供と二人暮し、朝九時になると子供を保育所に送つて行き、その後はき捨てられてしまつた。未組織労務者に、失業保険も身分保障もなく、次の日は又職を探して歩くあります。Hさんは五歳の子供と二人暮し、朝九時になると子供を保育所に送つて行き、その後でT造船所の雑役婦として働く。月平均約三万円、これでは保育所の支払と家賃を払えば一錢も残らず造船所の急かしい時は残業もしたいが保育所は四時までに子供を引き取らねばならぬ。したがつて時間が縮小される。仕方なく夜は手内職で夜中の一時二時まで働く。せめて保育所が夕方六時頃まで預かってくれれば内職をしなくともするのに、今はまだ若い。しかし生身の体で無理を重ねて時健康を害し働くなくなるかも知れぬ。暗い不安になる気持ちを一生懸命自分で追いかねながら明日へ小さな希望をみい出そうと頑張つてゐる。その間、何度も心配と思つたか知れぬ。しかし、子供のことを考へる時、どんなに苦しくとも働くなくては母子共餓死する以外にない。昼夜必死になつて働くたといふ。仕事の無理が重なり、二年前に倒れ入院のやむなきに至つた。しかし、保険会社のシステムは、何年勤続しても本人のノルマに依る報酬しか支給されず、Fさんは全く

けているかは疑問なのです。それだけに、この多くの働く婦人にこだわる法律でなければならぬと思います。その立場でこのお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(塚原俊郎君) いま日本で雇用関係にある者が約三千万、そのうち先ほど申し上げましたように、婦人が千百万、五四%が既婚者であります。したがつて御婦人にはある方であります。したがつて御婦人にはよほどのことを考えていかなければいけないということは、これは言うまでもあります。そういう悪条件を克服しながら、やはり労働婦人として明るい職場で働くためにはよほどのことを考えていかなければいけないということは、これは言うまでもありません。そこで一つの基本法であります。この法案を御審議を願うことになったのであります。たゞいま二つの例をおあげになりますが、まことにお気の毒な方だと私も考えておりますが、そういう方々に幾らかでもあたたかい手が差し伸べられなければならない。完全なものが差し伸べられることはもちろんあります。そういう趣旨から基本法として、御批判はあるかもしれません。せんが、この法案を出したような次第でござります。

それから、「かり出された」というおことばでござりますが、私は、婦人が職場に出るか出ないか、職場に出るか家庭にあるかどちらかということはその御婦人が主体性を持って考へるべきことでありまして、決してかり出されるとかそういうことでやつたことではございません。あくまでも本人の御意思に従つてその措置がとられるべきものであると考えております。

○柏原ヤス君 そこで、第一条に「労働婦人の福祉に関する原理」ということが示されておりますが、この点についてお伺いいたします。

まず、本法案が対象としている労働婦人の範囲についてどう解釈されておりますか。

○國務大臣(塚原俊郎君) 雇用関係にある者と、



四

退職制に関する裁判でございますが、その判決におきましては、女子労働者のみについて、結婚をすることによる差別であり、かつ退職事由とする性による差別であり、しかもその合併の自由を削減するものであり、

○拍原ヤス君 そうした抽象的なことを繰り返さ  
はございませんけれども、やはりこれから労働  
力という面から、そういう事例は私は少なくなる  
のではなかろうか、またあってはならない、そろ  
う指導を強くやらなければならぬと考えてお  
ります。

きましては、基準法には規定はございませんけれども、憲法の十四条に性別による差別が国民の平等権の問題から規定されておりまして、こういふ憲法十四条の趣旨からも、われわれはそういうことは趣旨としてまことに好ましくないことだと考へておりますし、基準法の精神からいいましても

遇もここで取り扱つてもいいわけです。その他の賃金の差引以外の待遇も、どううんでもいいのですね。またそういうふうに私は改めるべきだと思うんです。

九十九条にいう公の秩序に違反し、無効であると、このような趣旨の判決が出されております。また、その後出されました結婚退職制についての判決につきましても、いずれも原告である婦人労働者の主張が認められて、ほぼ同様の理由によりまして、結婚退職制は無効とされておるところでございます。

四十四年に東京地方裁判所において出されました。判決の中に、女子を著しく不利益に取り扱う本件は定年制は著しく不合理なもので、公序良俗に反し無効であると、そのような判決がなされ、またその他の二件の事案につきましても同様の趣旨でござります。

る、そしてこれが一審で和解している、上訴していない、こういふことは事業主が根拠が弱いといふか、勝てる見込みがないということを私は物語ついていると思うんです。こうした結婚退職制、出産退職制、若年退職制が不当であるということが次第に社会通念となつてゐる現状から考えて、裁判に持ち込まなくても労働基準法によつて解決

できるようになりますが、この点  
まず労働大臣の御所見を伺いたいと思います。  
○国務大臣（冢原義郎君）　吉善、出塙、若年、二

（同様不買）  
（城戸色吉著） 経営  
上巻  
元年

が示すように、遺憾な点があつたと私は考えます。今後は、こういうことが裁判に持ち込まれないよう、労働協約その他の面で十分充実させていかなければならないし、またそのための指導もいたすべきですと考えておりますが、やはり世の中の経済情勢の発展に応じまして企業者といえども、かりに出し下

○柏原ヤス君 そうした抽象的なことを繰り返されておりますが、そういうことでは私はこの問題の前進も解決もないと思うんですね。いま申し上げましたように、裁判に持ち込まなくとも解決できる問題なんですね。それは労働基準法によって解決するという、そうした方法が一番適当であります。たゞしてこそ、私は婦人の地位とか福祉が守られ、向上するものと思うわけです。これは労働基準法によつて解決しようと、こういう大臣のお考えはござりますか。それとも、いかがですか。

○国務大臣（塚原俊郎君） 労働基準法では賃金の点は十分規制いたしておりますが、基準法でいるのような問題をやることについては、これよりつと問題がある点だと思っております。しかしながら、基本法的な性格ではありまするが、いま審議を願つております労動婦人福祉法案によつては、その細目的点が少ないのではないかといふ御批判は十分私承知いたしておりますが、これをきつかけといたしまして、その問題の解決に当たることが至当である、このように考えております。

○柏原ヤス君 この労働基準法によつて解決するということはまずいという御意見ですけれども、私は決してそうではないと思うのですが、その占いかがでしよう。

○政府委員（渡邊健二君） ただいま大臣がお答え申し上げましたように、基準法では、四条で、金については、女子であること的理由とする差別といふものを禁止をいたしておるわけであります。これはいろいろな労働条件のうち、賃金についての弊害というものが従来日本で一番問題であつたということで、基準法でその点を規律いたしておるわけでござますが、労働条件全般につきましての性別による差別というふうな問題についての弊害といふものが従来日本で一番問題ではなろうか、またあつてはならない、そういう指導を強くやらなければならぬと考えております。

憲法十四条の趣旨からも、われわれはそういうことは趣旨としてまことに好ましくないことだと考えておりますし、基準法の精神からいしましても、規定はございませんが、やはり好ましいことではないと、かように考えておるわけでございます。ただ、直ちにいま基準法によりまして、それらの点、どういう問題を取り上げて基準法をいじるかどうかというような問題になりますと、まあいろいろ御意見もあるわけでござります。そこで、基準法ができましてからすでに四半世紀たつておりますが、基準法が制定されました当時と職場における事情もいろいろ変わつており、あるいは社会的な情勢もいろいろ変化しておる、それに伴つて基準法が最近の実情から見いろいろ問題があつるじやないかという各方面からの御意見もござしますので、労働省いたしましては、四十四年ぶりに基準法研究会というものを設けまして、学識経験者の方に、現在の基準法の運用の実情及びそれを伴う問題点をいろいろ御検討を願つておるところでございまして、先生御指摘のような問題も現在基準法研究会の中で研究をされておりますので、われわれといたしましては、そういう研究の結果等を拝聴いたしましてから十分検討してまいりたいと、かように考えておるところでござります。

遇もここで取り扱つてもいいわけです。その他の男女の差別待遇を徹底すべきである、こういうことを入れてもいいと思うんですね。またそういうふうに私は改めるべきだと思うんです。

○政府委員(渡邊健二君) 先ほどもお答えいたしましたように、四条は、直接には賃金につきまして女子であることを理由とする差別を禁止いたしましたが、憲法十四条の趣旨からも、また基準法の精神からも好ましくないということは、先ほども私から申し上げたとおりであります。ただこれを、基準法の中でございましょう、いうものを取り上げるかどうか、あるのはそういうものについてどの程度まで取り上げるかといったような問題、いろいろ問題がございまして、先ほどもお答え申し上げましたとおり、現在基準法全体の検討の中でもそういう問題も検討したいと、かように考えておるわけですが、それでございまして、その結果を待つて検討いたいと思います。特にこうした勤労婦人福祉法案とうものが提案されて、そして、勤労婦人の福祉地位の向上をもつとはからうとする、そうした提案が審議されている中で、いま何ですか、基準法を研究している、その研究会のほうにまかせておこう私は思うわけですね。また、大臣のお考もあるからそっちは預けちゃつて、まあ自分でしての、責任者の立場としての意見を積極的にえようとしていない。まあいわばうまく逃げたところ私は思うわけですね。また、大臣のお考もぐ然として、いかにもことばではいさいのいことばをおっしゃつておりますけれども、じやあ何をさしているのか、どういう点を労働大として婦人のために、特に、働く婦人のためにくろうとしているのか、そうした点はつめのあほども感ぜられません。そういう点で私、特に実にいま勤労婦人の中で問題になつてゐるあんな不合理ないろいろな制度を解決しなければならない立場に立つてゐるのでお聞きしてゐるわけですね。それも、私としては、裁判に持ち込

でがたがたするまでもなく、労働基準法によつて解決できると、こんなことで泣いている女性の多い国は日本ぐらいのもんじらないですか。福社国家とか、文化国家とか、男女の平等というものが強く叫ばれ、女性の選挙権まで与えられている、こうした中で、いまの大臣の御答弁といふ、また人まかせのような無責任な御答弁というものは、ほかの場合ならざ知らず、こうした勤労婦人のための法案がここで審議されているのですから、私も、もう少し前向きな、力強い、そして具体性のある御答弁を期待しているわけなんです。その点いかがでしようか、大臣。

○國務大臣（塚原俊郎君） 御趣旨はよく体しまし

○國務大臣(塙原俊郎君) 御趣旨はよく体しまして全力を尽くします。

○柏原ヤス君 そこで、この第二条に、今度衆議院から修正され、「しかも性別により差別されることなく」ということが特に入ったわけですね。これは確かに前進だと思いますが、惜しいかな罰則規定がない。したがつて拘束力がないと思います。その点どうでしょう。

○政府委員(高橋辰子君) ただいまの御質問は、先ほどの関連で若干年定年あるいは結婚退職といつたものに対してそれの改善に役に立たないのではないかと、そのような御趣旨であるかと存じます。が、この若干年定年あるいは結婚退職といったような職場の制度、慣行は、これは先生も先ほど御指摘のように、非常に日本の現象でござります。

日本の場合、むしろ一般的な事務職であるとか、ごく普通の職場でもってこのような制度が行なわれているというところ、これは日本におけるいろいろな社会的、経済的あるいは歴史的な要因というものがいると思うのでござります。それらの要因の中でもやはり一番基本になるものは、婦人の働くということ、婦人労働に関しましての考え方、婦人労働の位置づけと、ことについての社会一般の理解の不足であるとか、あるいは極端な場合には偏見とも見られるような、そのような考え方というものがこれら制度の基本に横たわっておると私どもは考えるわけでござります。したがいまして、これらの不合理な制度の除去のためには、もちろんいろいろな方策がございますが、やはりまずその基本になるところの婦人労働に対するものの考え方というものの、これは労使双方にもございましょうし、社会一般にもあると思いますが、そこを改善していくことが非常に重要なこととあらうかと思います。そういう意味合いにおいては、今回のこの勤労婦人福祉法案におきましては、今回この勤労婦人福社法案におきましては、勤労婦人というものが職場においてその

うにあるべきだという基本理念を掲げておりますし、また第五条で、啓発活動の中では、「とくに、勤労婦人の能力の有効な發揮を妨げている諸要因の解消を図る」というような字句を設けております。従来からもこれらの若年定年制等につきましては、行政指導を行なつてまいったところでございますが、今後この法案が制定を見ました上は、これを根拠にさらに一そう強力な啓発活動というもののを行なつていくことが予定されるわけでございます。また、先ほどの基準法の面につきましては、また別途研究会で御検討中と、こういうことでござります。

○柏原ヤス君 先ほどからお聞きしているのは、罰則規定がない、拘束力がない、したがつてこれは単なることばで終わってしまうんじゃないのか、そういう点を心配してお聞きしたんですけれども、今後これが最も私は勤労婦人を守るために大事な点だと思うんですね。そういう点で拘束力を持つたそした法律に持つていていただきたいと、こう思うわけです。そうでないと、第一条の福祉の増進と地位の向上という目的すら私は繪にかいたものになってしまふんじやないかと、こう心配するわけですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(塚原俊郎君) 基本法でありますだけに努力目標というものがほとんどこの中心を占めているわけであります。もつと一步突っ込んだものがなければ法律としてどうかという御指摘は、いろんな委員会でこの御婦人の問題で私もいただいておるとこれであります。そこで労働大臣として当を得た発言ではないと思ひます。私は、これはベストではないが、しかしどうであると、したことばも申しておりますのであります。あくまでの基本法でありますので、その点御批判はありましても、これを修正する考えはござい

○國務大臣（塚原俊郎君） 基本法でありまするだ

ます。ただし、先ほどから繰り返し申ししておりますように、この基本法を中心としたとして、いろいろな問題に取り組むためには、今後立法措置、これは予算関連法案ではございませんので、先ほど高橋局長からもお答えいたしましたような予算の裏づけというような点でも、非常に微妙なものではあります、予算措置というものも含めて考えていかなければならぬと私はこのよう考へて考えております。

○柏原ヤス君　ILO第一二三号に「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」というのが示されております。この精神は、そのまま本法案の内容にすべきであると思いますが、それにもかかわらず勧告の肝心な精神は抜かれていると、むしろすりかえられたと、こういふうに見る点もござります。これはどういうことかといいますと、男女差別待遇の禁止、これが貫かれた諸施策を講じることが労働婦人に對して最も重要であると思いまます。ところがこの法案はこうした諸施策は明文化されない。そればかりかこの法案の第三条の中には婦人の自覚を促す規定が入っているわけです。すりかえられたというのは、この点を申し上げるわけですが、この効果のある福祉保護施策が、婦人の自覚ということばにすりかえられた、こういう意見、こういう点を申し上げて、労働大臣はどのようにお考へになつてあるかをお尋ねいたします。

○政府委員(高橋辰子君)　ILO第一二三号勧告関係のお尋ねがまずありましたので、私からお答えさせていただきます。

ILO一二三号勧告は、「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」と呼ばれるものでござります。そこで、その勧告の趣旨は、労働婦人が、職業生活と家庭生活との調和をはかり、その有する能力を十分に發揮できるようにするということをねらいとしているわけでござりますので、本法案の趣旨と非常に類似したものでございます。で、私どもといたしましても、本法案の準備にあたりまして、大いにこれを参考いたしました。で、その勧告



が安全にまた健全に守られなければならないのは当然でございます。しかし、先生御指摘のように、事業主が全く自主的にこの施設を設けてまいりますときには、必ずしもすべての場合それらの水準が十分であるとは言ひがたい例が見受けられる事は事実でございます。私どもいたしましては、事業主がこのようないくつかの施設を整備する場合に、このような施設を設けます場合、それがよりよく整備されますよう、そしてそこで児童の福祉が阻害されませんよう関係機関と緊密な連携をとりましてそのレベルアップのための指導、援助をいたしております。で、特に雇用促進融資という制度の中でこれらの施設を設置する事業主に対しても低利の融資を行なうことによりまして事業主の努力としものに対する助長をいたしている次第でござります。

○柏原ヤス君 事業所内の保育施設といえども私は児童という立場から考へた場合、差別を受けているということは児童福祉上の問題であると思っています。こうした点から児童福祉施設の最低基準に準じた指導要領、これが必要ではないかと思ひますが、いかがでしよう。

○政府委員(高橋辰子君) そのような点につきましては、今後特に厚生省とも御相談の上十分に検討してまいりたいと思っております。

○柏原ヤス君 この保育を必要とする幼児の施設は国とか地方公共団体の責任で社会保障というワクの中で措置すべきであると思っております。そしてこの充実が必要だ、むしろ重要なことだと思ひます。

○政府委員(高橋辰子君) 私どもも児童の福祉といふ点から國、地方公共団体等が責任を持って保育所の設置、整備を進めるということ、これは第一義的に重要なことだと、かように考えておりま

す。そのため従来から関係省庁と御相談いたしました。

して、特にその責任をお持ちの厚生省に對しましては、保育所の増設、整備等につきましていろいろとお願い申し上げてゐるところでございます。うちした事業所内施設を設置する必要はないのではありますかと、こう思ひます。そういうことを考慮に入れた保育所の整備計画、これが現在進められてゐるか、保育所の整備計画といふものはどうなつてゐるのか、厚生省にお聞きしたいと思います。

○説明員(岩佐キクイ君) 保育所の整備につきましては、從来から年次計画を持ちまして増設をはかつておりますところでございますが、特に最近母親である勤労婦人が増大傾向にございまして、したがつて、保育に欠ける児童もふえてきております傾向にございますので、それらを踏まえまして、さらに四十六年を初年度といたしまして昭和五十年度までの保育所整備五ヵ年計画をつくりまして現在進めておりますところでございます。昭和四十六年十二月一日現在におきます保育所の数は約一万四千八百三ヵ所、定員約百二十八万人といふことになつておりますが、昭和五十年までに母親であるところの勤労婦人の増大傾向等を加味いたしますと、約百六十二万人の保育に欠ける児童が出るであろうことが多いわけでございます。

で、これらに対応いたしましてにさらに約三十万人程度の児童を収容することができる入所計画をはかつてまいりたいといふふうに考えておるところでございます。

○柏原ヤス君 こういう事業所内の保育所でもこれからますます必要だという現状から考へて、この整備計画といふものは改定すべきではないかとこう思ひますが、そういうお考えはござりますか。

○説明員(岩佐キクイ君) ただいま御指摘の保育に欠ける児童が非常にふえていく傾向にあるといふことはわかつておるわけござりますけれども、現状におきましては、昭和五十年度までの整備計画を進めてまいりまして、この計画も、計画の進行状況は大体順調でございますので、現在、これで進めてまいりまして、さらにその後いま先

生の仰せになりましたような実態がまだ残つておるということであれば、その後におきまして検討させていただきたいというふうに考へます。○柏原ヤス君 保育所の整備が充実していればこうした「働く婦人の家」は全国で三十二ヵ所設置されておりますが、その利用状況、これはどういうふうに利用されておりますか。

○政府委員(高橋辰子君) 「働く婦人の家」は、これは勤労婦人の福祉増進のための地域における総合的な福祉施設という割りを持っておりまして、勤労婦人の職業生活や家庭生活に関するものもろもろの相談指導に応じましたり、あるいは講習等によってその技術を高めるなどのことを行ない、さらにはまた勤労婦人の豊かな教養のための事業あるいはレクリエーションサービス等の機会提供を行なつておられます。また特に勤労婦人は昼間働くということが多いわけでございますので、この「働く婦人の家」は夜間も開いておりまして、勤労を終えた婦人たちが利用できるようになります。そのような役割りを持つこの「働く婦人の家」でございますが、御指摘のよう現在三十二ヵ所ほどできておりまして、今後計画的にその増設をはかつてまいりたいと思ひます。

その利用状況というお尋ねでございますが、これは大体どのようにお答えするのがよろしいか、人數で申しますと一つの家、「働く婦人の家」あたり大体一日に百六十名が利用しております。一ヵ月で二千六百人ほどになるわけでございます。

○柏原ヤス君 この一ヵ所あたりの建築物の規模、内容補助金はどのくらいを考へておるか、またことしほは八ヵ所新設が予定されていると聞いておりますが、将来どのような計画を持っていますか。

○説明員(岩佐キクイ君) 少年ホームを私どもわずかではあります、が視察いたしまして、その利用度が非常に高いし、また各地から歓迎されておる状況を見まして、またこういう法案ができると、そういう施設の必要性も非常に高まつてまいると考へております。要望も陳情等もかなり多いよう聞いております。御指摘の補助の問題でありますするが、これはひとつできるだけ増額するよう努力いたしたいと考えております。

○柏原ヤス君 ゼひお願ひいたします。

施設の中にその「働く婦人の家」の中に設けなくてはならない幾つかの施設設備等について要件を定めています。で、国庫補助額につきましては、現在は一ヵ所あたり五百五十万という額のものが交付されております。なお同額のものが都道府県から措置されるということになつてはいるのが通例でございます。

○柏原ヤス君 将来はどのように計画を持つておるかということをお聞きましたんですが、そのお答えがありませんから次の質問とあわせてお願ひしますが、将来、地元で要望が非常に強い場合には勤労少年ホームと同じように増設していく必要があります。将来、地元で要望が非常に強い場合には勤労少年ホームと同じように増設していく必要があると、こう思ひます。将来の計画とこの辺に対してもお考えをお願いいたします。

○政府委員(高橋辰子君) 先生のおことばのとおりでございまして、非常に地方の要望も強くなつておりますし、また私どももいたしましてでもこのような施設の重要性といふものは今後ますます高まると思ひますので、今後計画的に設置してまいりたい。全国のたとえば人口が五万人以上の都市であるとか、そのようなことを目標にして今後の計画の中で全國的に働く婦人の家をふやしてまいりたいというふうに考へております。

○柏原ヤス君 大臣にこの点ではお聞きしたいんですですが、非常に補助金が少ないわけです。これの増額を私は期待しております。そうした点、大臣の見通しをお聞かせしていただきたいと思います。

○国務大臣(塚原俊郎君) 働く婦人の家、勤労青少年ホームを私どもわずかではあります、が視察いたしまして、その利用度が非常に高いし、また各地から歓迎されておる状況を見まして、またこういう法案ができると、そういう施設の必要性も非常に高まつてまいると考へております。要望も陳情等もかなり多いよう聞いております。御指摘の補助の問題でありますするが、これはひとつできるだけ増額するよう努力いたしたいと考えております。

最後に働く婦人の家庭指導員はどのような資格を必要とするか。また人数、手当これについてお尋ねいたします。

○政府委員(高橋展子君) お尋ねの点は「働く婦人の家指導員」であるかと思います。この「働く婦人の家指導員」は働く婦人の家に置くところの専門的な職員でございます。この者が勤労婦人にに対する相談及び指導の業務を担当するということをございます。そのような役割を持つ指導員でございますから、婦人の労働に関する問題あるいは家庭生活に関する問題等につきましての知識が十分であることが必要でございますし、そのほか人格であるとか識見等も求められるところでござります。そしてこの法案におきましては、「働く婦人の家指導員」につきましては、労働大臣が定める資格を有することと規定いたしております。具体的には労働大臣がこの指導員の資格を終了したものとの資格を有するものと見なすというように運んでまいりるということに相なるかと思します。これはちょうど勤労青少年福祉法におきましても勤労青少年ホームの中に同様な指導員が設けられることの規定がございまして、それとほとんど平仄を一にしているものでございます。

○柏原ヤス君 最後にいろいろとお伺いいたしましたが、この法案があくまで基本法的なものである。したがつて、いま勤労婦人が非常に悪条件の中で働いておりますけれども、具体的にこの法案が通つて、そうした婦人がどれだけしあわせになるか、また地位が向上するかということは期待できないわけです。

〔委員長退席、理事高田浩運君着席〕

しかしこれが基本法としての法律なんだから、今後これを足場にして婦人が守られていくよう、地位が向上するようにしていくといふ御答弁でございましたので、むしろ世界的なレベルからいえばまだまだ低い日本の勤労婦人特に未組織の婦人のためにしあわせが与えられるよう、どうかう意味合いももちろんございます。また単に訓示

大臣、そのことのためにがんばつていただきたい、こう切望いたしまして終わりにいたします。

○石本茂君 私はこの法案の成立を非常に希望しておりますし、また成立後の施行の時点におきまして大きく効果があることを期待している者の一人でございますが、この機会にひとつお尋ねしてみたいと思います。納得できないところもありますので……。

まず、この法律の性格でございますが、先ほど柏原委員も聞いていらっしゃいましたが、なぜ罰則などを伴う取り締まり規定ではなくて、単なる訓示規定にされましたのか、かなりお話を承りましたけれども、さらに明確にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(高橋展子君) 御指摘のように、この福祉法案は訓示規定が主でございます。それは先ほど来繰り返して申しておりますように、この法律が基本法的な性格を持つものであります。勤労婦人の福祉増進につきまして、国の姿勢をますますというふうに運んでまいりたしてそれが守られていくだろうかと思ひます。これはちょうど勤労青少年福祉法による、そのような性格であるということが一つ、大きな理由でございますが、特にお尋ねの取締法になぜしないのかという点でございます。

これは事業主にかかることがあるかと思いま

すが、この法案では事業主の責務につきましても包括的な訓示的な規定でその努力を要請しているところでございます。これは基本法であるといふことの理由でございますが、同時にやはり取締法にいたすという場合には、これは何と申しますか、要件を厳格に定めてそして最低基準において一律

に事業主に国家権力で強制する。こういう姿にな

るわけでございますが、この法案でねらいとい

ます「必要な啓発活動を行なうものとする」とい

うようなことが書いてございますが、これは具

的に例示をあげまして、簡単でけつこうですから、

こういうようなことをしますと、この「福

祉の措置」に

ついてでございまして、これは第七条、第八条に示してありますことの、これもちょっと無理な質問かもわかりませんが、具体的に一体この二条文をどのように進めようとされますのか、お伺いし

たいと思います。

○政府委員(高橋展子君) 啓発活動といたしま

ては、これは事業主に対する啓発、それから勤労

婦人みずからに対する啓発、それから社会一般に

対する啓発と、およそそのように対象としては考

えているかと思います。で、啓発の方法は、これ

はいろいろな手段があるかと思いますが、ねらい

としたのは、勤労婦人の福祉についての理解を深め、また勤労婦人自身の意識を高めるとい

うようなことにあらわれています。また単に訓示

大臣、そのことのためにがんばつていただきたい、こう切望いたしまして終わりにいたします。

○石本茂君 私はこの法案の成立を非常に希望してておりますし、また成立後の施行の時点におきまして大きく効果があることを期待している者の一人でございますが、この機会にひとつお尋ねしてみたいと思います。納得できないところもありますので……。

まず、この法律の性格でございますが、先ほど柏原委員も聞いていらっしゃいましたが、なぜ罰則などを伴う取り締まり規定ではなくて、単なる訓示規定にされましたのか、かなりお話を承りましたけれども、さらに明確にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(高橋展子君) 御指摘のように、この福祉法案は訓示規定が主でございます。それは先ほど来繰り返して申しておりますように、この法律が基本法的な性格を持つものであります。勤労婦人の福祉増進につきまして、国の姿勢をますますというふうに運んでまいりたしてそれが守られていくだろうかと思ひます。これはちょうど勤労青少年福祉法による、そのような性格であるということが一つ、大きな理由でございますが、特にお尋ねの取締法になぜしないのかという点でございます。

これは事業主にかかることがあるかと思いま

すが、この法案では事業主の責務につきましても包括的な訓示的な規定でその努力を要請しているところでございます。これは基本法であるといふことの理由でございますが、同時にやはり取締法にいたすという場合には、これは何と申しますか、要件を厳格に定めてそして最低基準において一律に事業主に国家権力で強制する。こういう姿にな

るわけでございますが、この法案でねらいとい

ます「必要な啓発活動を行なうものとする」とい

うようなことが書いてございますが、これは具

的に例示をあげまして、簡単でけつこうですから、

こういうようなことをしますと、この「福

祉の措置」に

ついてでございまして、これは第七条、第八条に示してありますことの、これもちょっと無理な質問かもわかりませんが、具体的に一体この二条文をどのように進めようとされますのか、お伺いし

たいと思います。

○政府委員(高橋展子君) 啓発活動といたしま

ては、これは事業主に対する啓発、それから勤労

婦人みずからに対する啓発、それから社会一般に

対する啓発と、およそそのように対象としては考

えているかと思います。で、啓発の方法は、これ

はいろいろな手段があるかと思いますが、ねらい

としたのは、勤労婦人の福祉についての理解を深め、また勤労婦人自身の意識を高めるとい

うようなことにあらわれています。また単に訓示

規定であるとは申しましても、しかし単なる從来の行政指導とは異なりまして、法律をもつて国の人間として明らかに示すものでござりますから、意思として明瞭に示すものでござりますから、事業主もこれを守つていくという努力義務はあるわけでございますので、今後、行政指導を進めます上から、また事業主の姿勢というものを改善する上からも、これは勤労婦人の福祉増進につとめてまいりたいと思います。

○石本茂君 そういうような御見解からいたしまと、むしろこの法案の出たその時期はおそらくたといぐあいに思いますし、それから現に根っこになっております労基法を見ておりまして、現場の中ではたしてそれが守られていくだろうか

ということになると、やはりこの法律の主眼であ

ります中企業等におきましては、まだほんとに原点にありますものが行なわれておらない状態でありますし、ぜひこの法律ができましたときにそ

こはやはりきびしい指導がありませんと、ただ法律ができたということだけで終始してしまった

ままです。それからまた事業主や地方公共団体の努力すべきその目標というものを明らかに

する、そのような性格であるということが一つ、大きな理由でございますが、特にお尋ねの取締法になぜしないのかという点でございます。

これは事業主にかかることがあるかと思いま

すが、この法案では事業主の責務につきましても包括的な訓示的な規定でその努力を要請しているところでございます。これは基本法であるといふことの理由でございますが、同時にやはり取締法にいたすという場合には、これは何と申しますか、要件を厳格に定めてそして最低基準において一律に事業主に国家権力で強制する。こういう姿にな

るわけでございますが、この法案でねらいとい

ます「必要な啓発活動を行なうものとする」とい

うようなことが書いてございますが、これは具

的に例示をあげまして、簡単でけつこうですから、

こういうようなことをしますと、この「福

祉の措置」に

ついてでございまして、これは第七条、第八条に示してありますことの、これもちょっと無理な質問かもわかりませんが、具体的に一体この二条文をどのように進めようとされますのか、お伺いし

たいと思います。

○政府委員(高橋展子君) 啓発活動といたしま

ては、これは事業主に対する啓発、それから勤労

婦人みずからに対する啓発、それから社会一般に

対する啓発と、およそそのように対象としては考

えているかと思います。で、啓発の方法は、これ

はいろいろな手段があるかと思いますが、ねらい

としたのは、勤労婦人の福祉についての理解を深め、また勤労婦人自身の意識を高めるとい

うようなことにあらわれています。また単に訓示

○石本茂君 そういたしますと、私は具体的にどううかといふようなことを聞くことは無理かもしれませんけれども、やはり指導とか教育とかいう、そんな機會をたくさん持たなきゃいけないかもしれませんけれども、すでに役人を集めてお話をされましてそれが浸透するなんて考えられませんし、だからといって、小さな事業主を一ぱい集めてお話をなさることがはたしてできるだろうか、あるいはまだ大せいの勤労に従事する女性をどういうときにどういう場所でどのようにして指導されるのか、私はこれを非常に具体的に御計画いたしましたけれども、通り一べん役人を集めてお話をさせました、公告しました、一緒にがんばっていかなければならぬというふうに思いました。したけれども、ぜひひとつ具体的な方法等をいざれの日にかまた私どもにもお話しを願いまして、だときまぜんと、法律を出しましたが、これはもう話にならぬというふうに思いましたので、一、二度考えてお話をなさることがはたしてできるだろうか、

あるいはまた大せいの勤労に従事する女性をどういうときにどういう場所でどのようにして指導されるのか、私はこれを非常に具体的に御計画いたしましたけれども、通り一べん役人を集めてお話をさせました、公告しましたが、これはもう話にならぬといふふうに思いましたので、一、二度考えてお話をなさることがはたしてできるだろうか、

あるいはまた大せいの勤労に従事する女性をどういうときにどういう場所でどのようにして指導されるのか、私はこれを非常に具体的に御計画いたしましたけれども、通り一べん役人を集めてお話をさせました、公告しましたが、これはもう話にならぬといふふうに思いましたので、一、二度考えてお話をなさることがはたしてできるだろうか、

を与えるための指導、あるいは講習会等を実施します。また、事業主に対しましては、婦人を受け入れるためのいろいろな配慮、これも男性と違つていろいろあるわけでございますが、非常に多い安定所六十四カ所を選びまして、特別のコーナー等も設置いたしております。そういうことを通じまして、婦人につきましてはその特性に適応した職業指導を行なうということです。この法律が制定されましたならば一段と強化してまいりたいというふうに考えております。

○石本茂君　そこでこの際関連でございますが、この職業訓練項目としまして、現在まだいまどれだけのものか、名前は要りません。大体その種類の数だけだけですが、それからこの法律案が可決いたしました事後におきまして、どのよくなことを御計画なさつておるのか、この機会にちよつと聞いておきたいと思います。

○政府委員(遠藤政夫君)　婦人の職業進出もだんだんこれからも必要になつてしましますし、こういった婦人の職場の確保、その雇用の安定をはかつてまいりますためには、何と申しましても婦人の職業能力、技能を身につけていただくことが何より大事だと思ひます。そういうことで、私も、こういう御婦人のための職業訓練ということに特に力を入れてまいりたいと思つておりますけれども、その他の一般の職種につきましても婦人の職場進出について必要な職種、あるいは御希望の方向につきましては、できるだけ男子と同じような形で訓練を受けやすいような措置をとってまつておるわけでございます。また、事業内で行なっております訓練につきましては、これはあらゆる職種にわたりまして男子と女子と同じような形で、大体数におきましても同程度の方がいろいろ

るな教育、訓練を受けておられます。こういった事業内訓練につきましても、私どものほうでいろいろな技術的な援助なり、あるいは経費の援助なりをいたしてまいっております。今後、この法律が制定されまして、男女平等に訓練の機会を与えるようにという趣旨でもござりますので、今後そういうふいた婦人向けの職種につきましては、できるだけ訓練種目をふやしまして、婦人が職場に進出される場合に雇用の安定をはかる、このような体制をとつてまいりたい、かように考えておるわけだと思います。

○石本茂君 ぜひ進めていただきますときに、家庭においても、いわゆる外に着物を着かえていかなくとも、げたをして出なくてもできるような仕事につきまして、もつともっといまよりはたくさん御検討いただくことをお願いしたいと思つております。

次に、お尋ねしたいのは、「福祉の措置」の育児のことのございます。育児に関する便宜の供与」ということで第十一條に示してございます。この法案の中で最も何か注目したい、値のある条文じゃないかというふうに、私も考えておりますし、また、今後この問題につきましても実現を非常に期待しているわけでございますが、実際にこの法律が可決されましたその後に、この実際の効果をあげ得る可能性についてどのような展望をお持ちなのか、聞いておきたいと思うのですが、これはやはり出産に立ち向かう、その後の育児に入れる仕事をする側の者よりも、経営側、使用する側のほうが相当これは考えを深くいたしませんことは実現できないものだと思うのですが、こういう規定ができまして、お願いしてみたらだめだと言われたということで、たいへん苦しみが倍加していく場合もあるのじゃなかろうかという、これは非常に端的な臆測でござりますけれども、それをむしろ心配する一人でござりますので、お尋ねをいたします。

○石本茂君 けつこうです。  
○政府委員(高橋辰子君) 十一条では、「育児に関する便宜の供与」といたしまして明示いたしましたのは、「育児休業」の実施でございます。でも、また、「育児休業」の実施その他の育児に関する便宜」というようにいたしまして、「その他」といたしましては、たとえば子供を持つ母親が子供を毎朝保育所につれていかなくてはならない、そのための時間の配慮であるとか、あるいは授乳のための設備をつくるというような配慮であるとか、あるいは超過勤務の少ない職場へつけるというような配慮であるとか、これはいろいろあるかと思います。で、明示しております育児休業につきましては、これは本法案で初めて法律上の用語としても育児休業ということを出しましたので、そこに要件等をうたつておるところでござります。で、このような配慮を事業主に求めてまいります、また、配慮を行なうよう促進してまいりますためには、私ども、これは非常に強力な行政指導が必要となる、このように考えております。で、実際問題といったしましては、たとえば育児休業にいたしましたが、あるいはその他先ほど示したましたような配慮の措置にいたしましても、これはそれぞれの職場における労働協約あるいは就業規則といつたままでは、たとえ育児休業にいたしましたが、また関係の方面等の協力のもとに、これらの事業所の中でそのような体制づくりというものが進められてまいりますが、強力に指導をしてまいりたいと、このように存じております。

○石本茂君 それができるようにつとめなければならぬ、という、非常にこれは流動性のあることである反面、してませぬでもいいんだといふうにも受け取れますので、ぜひ指導の場面におきましては、法律条文はこうありますけれども、それは与えるべきものなんだというところまでひと

つきびしく指導願いませんと、これは、もちろんうも遠慮がござりますし、休暇を与えるほうの側にいたしましても、決してこれは利益になるものではないと思ひますので、ひとつきびしく、問題は特に強く御指導の面でお取り上げ願いたいことをさらに私、御要望させていただきたいと思っております。

それから、次にお伺いしたいのは、「働く婦人の家」についてでございます。先ほども質問があつたのでございますが、聞くところによりますと大体人口五万万人くらいの都市に一ヵ所、そこには五千人の働く婦人がいるであろうという予想のもとに一ヵ所と、いうまあ基準じゃないと思うのであります。が、そういう予想のもとに現在あちこちでだんだんできているのでございますが、これは私の考え方でございますが、保育所と同じというわけにはいきませんが、働く婦人というのは、五万人の人口のある市のどこかに一ヵ所できましたときには、はたして多くがそこに行きたくて行けるであろうか。小さいまとまつた市ならいいんですが、そういうようなことを考えますと、これはいまは三十何カ所で、まだまだでございますが、将来もつともっとこの数をふやしていくだけで、私は規模的には非常に大それたものでなくともいいんですが、ほんとうに働く人がそこに相集まり相寄つて、料理のことを話し合い、教養的なことを話し合いで、育児の問題を話し合えるというようなものにしてほしいと思うのでございますが、このことについてどのように考えていらっしゃるか。

それからまたもう一つ、先般二、三ヵ所見てきたのですが、たいがいこの「働く婦人の家」にはそこに子供を連れてくる婦人がほとんどござりますから、おかあさんが講習をしている間、お話を聞いている間、子供を預かる場所が必ず設置してござります。この場所を拝見いたしまして、認可保育所になるにはちょっと遠いかもしませんけれども、むしろここで終日ということは変わらぬが、認可された保育所があつてもいいんじゃないだらうか。おかあさんの講習の便宜のた

○石本茂君 局長さん、おそれりますが……。  
○政府委員(高橋辰子君) 大臣から申し上げたとおりでござりますけれども、なお、先生がおあげになりました幾つかの点につきまして、少し付言いたします。  
先生が最初におっしゃられた点は、「働く婦人の家」は小さくてもいいから、たくさんあつたほうがいいのではないかという点であつたかと思います。私どもはんとうに婦人の利用ということを考えます場合には、遠いところにりっぱなものがあるということよりは、小さくてもそばにあったほうがいいのではないか。その点は常々考えておるところでございますが、なお、これは從来からいろいろな考え方をございますし、今後の問題といたしましては、たとえばプランチのようなものを考えていくというようなことなどもあり得るかと思いますが、検討させていただきたいと思います。  
それから子供を預かるという点でございますが、先生のおことばのとおり、「働く婦人に子供はつきもの」といえ、つきもののようなものでございまして、それらの点についての配慮ということは、非常に大きな課題であると、全く同感でございます。現在では働く婦人の家で低学年の小学生等をお預かりするというようなサービスを行なっているところもあるわけでございますが、乳幼児をお預かりする、いわゆる保育事業ということにつきましては、これはまだいろいろ問題もござりますので、厚生省とも御相談して今後検討させていただきたいと思います。  
○石本茂君 これは重ねて関連のようなことを申しますが、先ほど柏原委員も申されましたように、私も中小企業の事業所の中に、この保育所を設置するということともいいことかもわかりませんが、私はあまり賛成じゃないのです。厚生省当局の認可された保育所がもつともふえることとあわせまして、この「働く婦人の家」なども、だんだん場所がふえてきて、そこに完備された保育所ができるはうが、母と子の福祉、働く婦人の福祉と

いうことには基本的な条件として返ってくるのじやないかということで、くどいようでございますが、ぜひ将来の御計画の中に、都道府県が主体になります、市町村が主体になる働く家かもわかりません。学童保育、子供は大切でございますけれども、それは遊び場があって、雨宿りするところがあればだれでもできることでござりますが、それよりも安心して働く婦人の立場とすることになりません。学童保育、子供は大切でございますけれども、幼い子供をどう育てようかと、これが一番大きな問題だと思いますので、ひとつ働く婦人の福祉が根幹になった今回の法律案でござりますから、あわせてもつともつと御検討願つて、もつともつと早い時期に何らかの御意見がちょうだいできたらということをあわせて要望しておきたいと思います。

最後にお伺いしたいのでございますが、私はさつき、一番最初申しましたように、この法律ができましても、あってもなくてもいい法律だというふになつたら、何のためにこんなに必死になつてみんなが審議して、政府当局が御提案され、御努力なさつたのか、ということになりますので、ぜひこれは何としてでも推進できますように、さつきは小さな保育所の問題で国家予算云々と申しましたけれども、私はやはり労働基準法の中の関連などもありますので、この際に、労働基準法の中の諸問題をもう一べん整理していただきまして、ただ、あちこち条文の整理じゃなくて、そして婦人労働者、女子労働者のための抜本的な改善を早急にお願いしたいと思っております。これができるは基本的なものだからいいだろうといふ感じで、とにかくと考えますので、この問題、これを強く希望いたしますし、あわせましてこの法律がほんとうにまともに働く人々のために実施できるという段階の時期におきまして国家予算の措置が必要な部分もたくさんあるよう思いますので、そ

以上、私の質問は終わるわけでございますが、こうした私の願いに対しまして、一言だけつこうですから局長、大臣お二方の御所信を承りたいと思います。

○國務大臣（塚原俊郎君） 勤労基準法研究会で、たびたび話が出るのでありまするが、この御研究も願っておりまするし、またわれわれも今回この法案を提出いたしましたのは、勤労婦人の立場を守り、その向上をはかるということありまするので、予算編成の法案ではないから四十七年度においては確かに予算措置は非常に微々たるものでございましょう。しかしこれが通過いたしましたならば、基本法ではありまするが、何回も繰り返して答弁しておりまするよう、四十八年度からの裏づけとなるべき予算措置、それからまた問題によりましては立法措置等もこれは前向きに考えていただきたい、また、そらしなければならないと思つております。

○政府委員（高橋辰子君） 私どもも事務当局といつしまして、この法案が制定されました場合には、この法案の趣旨が生かされますように十分な努力をしてまいりたいと存します。

○石本茂君 どうもありがとうございました。

○委員長（中村英男君） 本案に対する午前の審査はこの程度といたします。

午後一時まで休憩いたします。

午後一時零時二分休憩

午後二時二十分開会

○委員長（中村英男君） ただいまから社会労働委員会を開いたします。

勤労婦人福祉法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中寿美子君 今回の労働婦人福祉法案、衆議院で修正と附帯決議がついてまいりました。その修正の内容ですけれども、大体この原案が出されました当時から全国の婦人労働者は非常に関心が深かったわけです。マスコミでは働くママの憲章だということもありましたし、非常に抽象的で何にもならないんじやないかという批評をする者もいました。それから特に私は労働婦人に接触しておりましたが、たいてん労働婦人の中での一部では抵抗が強いようございました。今度修正によって労働婦人が一番問題にしていた幾つかの点が入ったということでだいぶよくなつたと思いました。

第一番目に、第二条の性による差別の禁止、これは働く婦人が一番いま職場で感じている問題ですから、これを明確に入れてほしいという要望が非常に強かつたのが第二条にそのことばが入りました。「性別により差別されることなく」ということばが入ったのはこれは進歩だと思います。

それから第二番目に、第八条で職業訓練の機会均等、これもたいへん婦人労働者が要求してましたこととくに、職業訓練のチャンスが男女に不平等であることとくに、職場の中でだんだん熟練者になりあるいは専門的に進んでいきたいと思ふなど、これもたいへん婦人労働者が要求してましたこととくに、第十条に妊娠婦の勤務時間の変更とか夜勤を制限せよということを明確に入れてはしまっておりましたが、これなんかも働く婦人の側からも意見があつたのです。

それから第三番目に、第十一条に妊娠婦の勤務時間の変更とか軽作業への勤務の軽減ですね、これが入りましたが、これなんかも働く婦人の側からも意見があつたのです。

こういうようなことばが入ったという意味で、非常に強く希望していたことのうちの三つが修正として入った。

これだけ改善されましたか、あとに附帯決議ですね。そのほか非常に労働婦人が要求していたも

のがあつたわけで、それらは附帯決議の中でこれ  
は出でております。たとえば、男女平等の趣旨のも  
とで、労基法その他の関係法規を有効に効果をあ  
げるよう、その施策を進めようとか。それから労  
基法の改善、それから関連して、国際労働条  
約——ILO条約の批准の問題、これも労働婦人  
が非常に要求していたことです。それから特に育  
児休暇の問題では例の三原則、この三原則をたい  
へん労働婦人のほうでは主張しておりましたが、  
これらについてもまあ附帯決議の中でそういう方  
向に向かうようにことばが入っている。  
それから第四番目に、保育所の整備、これは私  
立保育所も含めて整備ということだと思います。  
それから五番目に、「働く婦人の家」の制度、一  
応労働婦人が要求していたことのうち三つは修正  
で入り、それからあと3つは附帯決議で入ったわけな  
んですが、労働大臣、この法律案そのものは多く  
の議員が言わせておりますように、それから衆議  
院で議論されました議事録、私も出た分は見まし  
たけれども、皆さんがこの法律案は訓示規定でし

問題、事業主の配慮、それから附帯決議につきましても六項目から成っておりますが、修正の点は審議の過程において浮き彫りにされた問題について話し合いの上こういうことが行なわれた、こういふふうに行なわれたことは言うまでもありません。それから附帯決議につきましては、もちろん決議の趣旨に沿ってわれわれは善処し努力しなければならないものがあることは、それは私もよくわかっております。しかし、たとえば、行政指導にいたしまして、法律というものができて、いま法律の使い方によつてはこれはどうにでもなるというお話をありました。しかし、たとえば、行政指導にいたしまして、法律というものができて、いま法律の使い方によつてはこれはどうにでもなるといふことになりましたが、私もまことに同感であります。そのどうにでもなるし、いい方向へのどうにでもなるものでなければならぬと考えておりますが、そういう法律に基づいた行政指導といふことになりますれば、いわゆるよい方向への法律の解釈といふうに御了解いただければ幸いであります。また法律に基づいた行政指導を労働省としても今後やり得る立場にあり、またやらなければならぬいと考へております。ですから、御質問は附帯決議の点につきましては、この決議に沿うような措置を今後法律的措置あるいは予算的措置において講じなければならぬと考へております。

立案者の考え方というの私は信したいと思ってるわけなんです。私が終戦後の婦人少年局ができた当時、これは戦前に労働省というものは日本にはなかつたわけでございますが、戦後のあの敗北のあとでマッカーサー司令部がきて、しかも初期には相当ラジカルな人がやつてきて、そうして日本の軍部の解体と財閥の解体をし、民主化を進めていったわけですが、その中で労働者が団結する権利を認めないような国であったことが日本の民主化をおくらしたのだというようなことで、労働組合の運動を奨励もしたし、それから労働者を守る権利を守る役所として労働省は出発したと思います。その中でも婦人少年局というものをつくつたのは、これは、かつて戦前に無産運動をやっていた山川菊栄さんのような人を婦人少年局長に持つてきただといふ非常にドラマチックな変化をさせた。その中で生まれたのが婦人少年局であつて、私もそのもとに入ってきたものの一人であります。ですから、当時まだ婦人官僚といふようなものは育つておりませんでしたので、山川さんのもとにかかつて婦人解放運動をやつた、婦人問題を研究していたようなものが皆はせ参じてつくり出したのが婦人少年局でございました。ですから私どもは婦人解放運動の継続のようならつもりで婦人少年局で働いていたと思ひます。当時働く婦人は二百五十万ぐらいでございましたか、それから発足して、今日雇用労働婦人が一千百万、そういうふうに大きく進出してきたんでござりますけれども、私は当時の婦人少年局というのは、憲法からすべての法律が改正されて男女平等になつた、その立場から男女平等を推し進めていこう、こういう熱意に燃えていたと思ひます。で、特に男女の平等、婦人の解放運動を進めていくというような気持ちで、気魄でやつていた。私はそういう初心が婦人少年局の中には流れているはずだというふうに信じたいと思っておりますので、その辺は大臣はどういうふうに見ていられるか。それからそこの当時から今日まで働く婦人がふえてきます過程で、一番私どもはいつも苦しいと思つてき

のがあつたわけで、それらは附帯決議の中でこれ  
は出ております。たとえば、男女平等の趣旨のも  
とで、労基法その他の関係法規を有効に効果をあ  
げるよう、それにその施策を進めようとか。それから労  
基法の改善、それから関連している国際労働条  
約——ILO条約の批准の問題、これも労働婦人  
が非常に要求していたことです。それから特に育  
児休暇の問題では例の三原則、この三原則をた  
いへん労働婦人のほうでは主張しておりましたが、  
これらについてもまあ附帯決議の中でそういう方  
向に向かうようによくとばが入っている。

それから第四番目に、保育所の整備、これは私  
立保育所も含めて整備ということだと思います。  
それから五番目に、「働く婦人の家」の制度、一  
応労働婦人が要求していたことのうち三つは修正  
で入り、それからあとは附帯決議で入ったわけな  
んですけど、労働大臣、この法律案そのものは多く  
の議員が言われておりますように、それから衆議  
院で議論されました議事録、私も出た分は見まし  
たけれども、皆さんのがこの法律案は訓示規定でし  
かないといふことについてたいへん問題にしてい  
るわけなんですが、私は法律というものはまあ相  
当具体的な法律であってもその法律をいかに自分  
が使っていくかどうかといふような主体的な法の  
態度といふことも非常に必要であると考えております  
からこの法律だつて使い方いかんだといふふ  
うに思つてゐるもの一人です。ですからども、  
それには使えるようにしておかなければいけな  
い。そこで附帯決議といふものはこれはしばしば  
私ども使いますけれども、自己満足にすぎないこ  
とがあるわけなんです。それで労働大臣ね、ここ  
に掲げられております修正といふものはもちろん  
のこと、附帯決議に掲げられております分につい  
て今後労働省の立場から進めていく、行政指導す  
る、こういう決意を持っていらっしゃるかどうか、  
最初にお伺いしたいと思います。

問題、事業主の配慮、それから附帯決議につきましても六項目から成っておりますが、修正の点は審議の過程において浮き彫りにされた問題について話し合いの上こういうことが行なわれた、こういふふうに行なわれたことは言うまでもありません。それから附帯決議につきましては、もちろん決議の趣旨に沿ってわれわれは善処し努力しなければならないものがあることは、それは私もよくわかっております。しかし、たとえば、行政指導にいたしまして、法律というものができて、いま法律の使い方によつてはこれはどうにでもなるというお話をありました。しかし、たとえば、行政指導にいたしまして、法律というものができて、いま法律の使い方によつてはこれはどうにでもなるといふことになりましたが、私もまことに同感であります。そのどうにでもなるし、いい方向へのどうにでもなるものでなければならぬと考えておりますが、そういう法律に基づいた行政指導といふことになりますれば、いわゆるよい方向への法律の解釈といふうに御了解いただければ幸いであります。また法律に基づいた行政指導を労働省としても今後やり得る立場にあり、またやらなければならぬいと考へております。ですから、御質問は附帯決議の点につきましては、この決議に沿うような措置を今後法律的措置あるいは予算的措置において講じなければならぬと考へております。

立案者の考え方というの私は信したいと思ってるわけなんです。私が終戦後の婦人少年局ができた当時、これは戦前に労働省というものは日本にはなかつたわけでございますが、戦後のあの敗北のあとでマッカーサー司令部がきて、しかも初期には相当ラジカルな人がやつてきて、そうして日本の軍部の解体と財閥の解体をし、民主化を進めていったわけですが、その中で労働者が団結する権利を認めないような国であったことが日本の民主化をおくらしたのだというようなことで、労働組合の運動を奨励もしたし、それから労働者を守る権利を守る役所として労働省は出発したと思います。その中でも婦人少年局というものをつくつたのは、これは、かつて戦前に無産運動をやっていた山川菊栄さんのような人を婦人少年局長に持つてきただといふ非常にドラマチックな変化をさせた。その中で生まれたのが婦人少年局であつて、私もそのもとに入ってきたものの一人であります。ですから、当時まだ婦人官僚といふようなものは育つておりませんでしたので、山川さんのもとにかかつて婦人解放運動をやつた、婦人問題を研究していたようなものが皆はせ参じてつくり出したのが婦人少年局でございました。ですから私どもは婦人解放運動の継続のようならつもりで婦人少年局で働いていたと思ひます。当時働く婦人は二百五十万ぐらいでございましたか、それから発足して、今日雇用労働婦人が一千百万、そういうふうに大きく進出してきたんでござりますけれども、私は当時の婦人少年局というのは、憲法からすべての法律が改正されて男女平等になつた、その立場から男女平等を推し進めていこう、こういう熱意に燃えていたと思ひます。で、特に男女の平等、婦人の解放運動を進めていくというような気持ちで、気魄でやつていた。私はそういう初心が婦人少年局の中には流れているはずだというふうに信じたいと思っておりますので、その辺は大臣はどういうふうに見ていられるか。それからその当時から今日まで働く婦人がふえてきます過程で、一番私どもはいつも苦しいと思つてき

たことは家庭を持ちながら働く婦人がだんだんふえてきた、初期には共働きということは非常に困難であった、それが次第にふえて、今日ではもう雇用労働婦人の半数がもう家庭持ちのあるいは子持ちの母親であるというようになってしまった、平均年齢も三十歳近くになってしまった。これらは働く婦人が定着してきた、こういう中で家庭持ちの働く婦人の悩みを取り除きたい、どうしたら家庭を持ちながら男女差別をなくして働き続けることができるか、そういうことを一生懸命に考えてきたはずだと思いますし、これは働く婦人全部の悩みでございますから、これは労働者であらうと、婦人少年局に関係があらうとなからうと、今日ここにいらっしゃる婦人議員もほとんどが生涯仕事を持ってきた人ですから、同じような悩みをみんな経験してきていると思います。そういう中で婦人少年局というような役所ができて、そして調査、宣伝、啓蒙、調整というような役割を持つってきた。幾つかの議論を私はほんとうに自分も同感しながら、聞きながら、しかも婦人少年局というようなところには自分が施行する法律を持つていいという立場からしますと、そうして命令したり罰則をつけたりすることのできない立場にあつた、そういう特異のものであるからこそ、あるいは省内野党の立場を持つていてこれができたんじゃないかというような気がいたしますが、このこと自体は、私は行政の中にいいことがあります、そういうふうに思つてゐるんです。これは私がかつてに言うことばですが、婦人少年局の人があつた。いま労働の問題は非常に一般的になつてきましたから、労働者の権利を主張したり、男女の平等を主張したからといって、特別おかしく思うようなことのないような時代になりましたから、違うと思ひますけれども、こういう部局があつて、そしてほんとうに家庭を持ちながら職場でも働き、社会活動にも参加し、そして人間個人としても婦人が伸びていくこうとする、そういうものを心

から助けたいという気持ちであつてほしいと思います。それが初心であつたと思いますが、そういうふうに信じたいと思いますし、このことに関して立案者であった労働省の中の婦人少年行政について労働大臣がどのように認識し、あるいは理解し、協力していらっしゃるのか、ちょっとその辺を、つまり労働大臣は今回たいへん婦人問題を勉強なさったと思しますから、ひとつ所信を明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣（塚原俊郎君） 田中先生が労働省の中堅として、重要な幹部としていたいへんなお仕事事をなさつたことは私よく承つておりますし、その後国會議員として野党の立場からいろいろな主張をされ、非常に建設的な御意見を述べられてまいりましたこともよく承知いたしております。私が大臣になりましてからも、いろいろと教えをいただいておるわけであります。占領政策によつて民主主義が押しつけられたということがあると思ひますけれども、いまは定着していり思ひます。その一つの労働省であり、特に婦人の問題、少年の問題、こういういま先生の御指摘は私はまことに同感であります。労働省に参りまして各局の仕事をもちろん勉強いたしておりますが、婦人少年局がそこそ婦人少年局であるがゆえに婦人でなければならぬという考えはありませんが、御懇親の方を中心にしていろいろと前向きの研究をされ、そしてまた今度のような勤労婦人福祉法という法律案をお出しになるまでの努力というものは高く評価いたしております。その内容につきましては、実質が伴わないとかあるいはヤマブキではないかというようなお話を承りますが、けれども、しかし、私はその間にあっても三者養成の婦人少年問題審議会の全会一致の答申に基づいてかねてから労働省婦人局が中心となって勤労婦人のるべき姿この立法措置を講じようとしている努力が実つてここに御審議を願つておるといふことは、私は婦人少年局のメンバーからすれば、非常に感慨無量なるものがあるのではなかろうか、このように思つております。したがいまして

法案の審議の過程でいろいろわれわれも教えられております。足らざる点は十分あるでしょう、しかし、基本法としての性格から御批判はあって、ぜひこれをお通していただいて、そうしてこれを第一歩として今後諸問題に取り組んでいくという、そういう姿が、そういうことがなされることは一番望ましいと考えております。婦人は決して弱い者ではありません。また、そういう考えは私毛頭ありませんが、ともすれば一部そういうことも、婦人自身がインフェオリティーを考える方がないとは言えませんけれども、いまはあくまでも男女平等、両性平等の立場に立つて進まなければならぬ時期でありますだけに、やはりこの法律というものが起爆剤となって今後の婦人問題というものがよい方向に向かうことを私は心から望んでおる一人であります。

○田中寿美子君 そのような立場の婦人少年行政の中から出てきた法案でござりますので、私はそれを立案した人たちの気持ちももう疑わないのですけれども、それであるのにこの勵労婦人福祉法案に対し働く婦人が非常に抵抗したのはなぜだというふうにお思ひになりますか。

○國務大臣(塚原俊郎君) 審議会の会長である田辺繁子先生からも審議の内容についてのお話を承りました。なるほど全会一致ではあるけれども、やはりこれが一つの努力目標であって、これではたとえば事業主に対してもう少しが具体的なものを入れなければならぬというものがやはり御不満の中心ではなかろうかと、私はこのように考えております。

○田中寿美子君 それもあります。それはみんなが言っていることですから、それもありますけれども、一つは、これは大臣御存じのはずでござりますけれども、この法案が出てきます前の一二二年さかのぼりまして、あるいはもう少しきかのほ

という、婦人労働力の有効活用という思想が流れ、この中で若年労働力が足りなくなってくる、だから、婦人労働力を有効に使わなければいけない、こういう考え方方が出てきて、これは国の経済画、この中で若年労働力が足りなくなってくる、を勤労婦人の福祉対策五ヵ年計画といふものの中で相当露骨に言つていらっしゃいますが、それによつて、この基礎といふのは、新経済社会発展計画、この中で若年労働力が足りなくなってくる、とを勤労婦人の福祉対策五ヵ年計画といふもののようつて、婦人自身の、それはたとえば通産省やら企業はいいかも知れぬけれども、婦人自身の地位の立場に立つ役所ならそうですけれども、あるいはいいかも知れぬけれども、婦人自身の地位の向上とか婦人自身の解放を考えるそういうものの立場からしますと、非常に耳ざわりなことはです。労働力としていかにじょうずに使うか、こういう立場から考えられるのであつてはたまつたものじゃないという反発があつたというふうに私は思うのですけれども、原前労働大臣の勤労婦人の福祉対策五ヵ年計画といふものは、労働大臣、御存じですか、そのポイントはどういうことをいっているかということですね。

は、これはまた別問題として扱わなければなりませんが、われわれは毛頭、かり出しあと、それを充てるためにはどうこうというような意図は持つておりません。かねてから労働省が、労働婦人のあり方について立法措置が必要であろうと、そして三者構成の田辺コミッティによつて答申が出された、それに基づいてつくった法律案でありますので、ひとつそのように御認識いただきたいと思うのであります。そしてまた、婦人が働くか家庭にあるかなどということは、これは強制してきめられる問題ではないと私は思います。あくまでもその御婦人が主体性を持って考えるべきであります。家庭にとどまるべきか、職場に出るべきであるかということは、おのずからその方個人の考えによってきまるものである。これが強制して労働力というものを確保しようというようなことがあってはならないし、事実、この法律案の立案の過程において、そういうことは毛頭考えておりません。この点はひとつ誤解のないようにお願ひをしたいと思います。

要がある。そこで中高年齢層を引っぱり出すことを考えなきゃいけないというようなことがあるし、そのためには事業内託児所を設置してパートタイムの就業を促す必要があるというようなことがいわれておりますが、これらが相当根を持ったて働く婦人たちの反感の根源になったということにつきまして私は申し上げたわけですから、その点を切り離して、今後の法の運用では考へるとどうふうに考へていただきたいと思います。

統いて、それを受けたというふうに思われるんですが、婦人の就業に関する懇話会というのを四十六年の三月から五、六月ごろまで労働省で開いて、四十六年七月、「婦人の就業に関する基本的考え方」という報告書が出ておりますが、この懇話会の性格はどういうものでござりますか。

○政府委員(高橋辰子君) 私からお答えさしていただきます。

「施設保育は子どもの成長にとって家庭保育に代替するものではない。」つまり、家庭保育が一番いいんで、施設保育は家庭保育にかわされるようなものではないということが相当強く強調されます。こういうところで、一体、集団保育といふものの意義なんかというものが見られたのかどうかというようなことも私は疑いを持つわけなんですね。それから、それぞれ違ったサブ・コミュニティを持っていらっしゃったと思いますが、「婦人の地位向上と就業」というところでは、経済力を保持すれば主体性の確立ができるということばがある。こういうところは共感するところもあるわけなんですがね……。

それで、これはさつき第三者的な客観的な検討と言われたけれども、勤労婦人福祉法案をつくる前の準備段階での一つの研究と、こういう意味でございました。私どもがこの懇話会に研究をお願いいたしました趣旨は、これは、もちろん、立法ということとの検討も片や考えておりました段階でございまして、そして、その立法の作業というものを具体的に進めるに先立ちまして、婦人が働くことについての基本的な考え方というものを一応まとめておく必要があるのではないか、そういう趣旨でございます。と申しますのは、先生も御存じのことと存じますが、婦人が職場に非常に新しく進出する、特に家庭の主婦の雇用化が進んでましまして各方面からいろいろな御意見がございました。またそれは、私どもが考えましても、その主婦の職場進出という日本の社会の動きに対し申しますが、婦人の歴史の中で非常に新しい事態は、日本の歴史において出てくるかどうかと、どうな検討もされています。そしてその中から、保育の社会化について、

児童福祉あるいは家族関係等にもさまざまな影響を与えるのではないか。そのような問題意識を持つておりますして、それらをやはり社会各層が納得のいくような、そういう専門的な研究というもののを行なつて明らかにした上で立法というものも取り組んでいくべきではないか、このようないくべきではないか、このようないくべきではないかと、各界の専門家の客観的な御検討をお願いすることにし、何と申しますか、政策的な目標といふことは別にいたしまして、全く客観的に専門的な御検討をお願いする、このような次第です。

○田中寿美子君 ここに集まつてこられている専門家の中からそういう意見が出ることは当然かもしれないものもありますね。婦人があまり働きに出られませんけれども、たとえば、人口再生産論みたいなものもありますね。婦人があまり働きに出たらその人口が減少していくんではないかというようなこともあつたり、それからさつき言いまして家庭保育というもの、施設の保育は家庭保育にとてかわれるものじやないといつて施設保育に対するたいへん否定的なことばが出ている。これなんかは専門家の議論にもいろいろありますし、御承知ですけれども、スウェーデンのミルダルさんなんかは、愚鈍な母親と二十四時間いるよりは聰明な働く母親と二日数時間いるほうがもつと子供はよく育つということを言っている人もある。

松田道雄先生なんかも集団保育に入れなかつたら人間の育ち方というのは非常に曲がつてくるということも言つていられるわけですから、こういうふうなことなどが出ていて、それから主婦が働きに出ると社会的コストがかかるだらうという議論がありますが、こういうことがみんな労働婦人にとつて、今度の法案が出てくるのについてこういうことが全部背景にあるんではないかという疑惑感を抱かせたんだと思います。この中でお尋ねしたいと思うんですが、社会的コストがかかるといふことは具体的には何を意味していたんでしようか。

で、たとえば、児童心理の点から検討されるグループ、あるいは家族関係といった点から検討されるグループ、あるいは地域社会の問題、婦人の地位の問題から検討されるグループ等々と並びます。国民経済という点から見て婦人の就労をどう評価すべきかということに取り組まれたグループがあつたわけでございます。で、その場合、ここで用語としてバランスシートということばが使われておりますが、これが家庭責任に対して社会的な配慮ということが必要になる、その社会的コスト、そのバランスシートがどうなるものかと、そういう観点でのまさにお考えと申しましようか、国民経済的な分析と申しますか、そういう検討でございまして、このような検討は外国でも行なわれているというように理解をいたしております。

充実した職業生活ができるようにするためにどうしたらいいかというようなことだと思うのですが、この中にはいままで議論してまいりました。最初の原前労働大臣の構想、それからいまの懇話会で出されたような意見、そういう考え方、つまり婦人労働力を有効に活用しようとというような立場からの考え方は落ちてきているのではないかと、いうふうに私は思うのですが、いかがですか。

○政府委員(高橋辰子君) 審議会と原先生の計画との関係につきましては、先ほど大臣からお答え申したとおりでござります。で、審議会とたゞいまお尋ねのありました懇話会との関係でございまが、「婦人の就業に関する基本的考え方」を検討された懇話会は、その討論の過程におきまして、先生が先ほど来御指摘のような、社会的コストであるとか、あるいは家庭保育であるとかいろいろな点に触れておりますが、最終的な結論としまして、この懇話会の報告書には、特に婦人が働くということと一般につきましてはそれは望ましいことである、婦人の能力の發揮、自己充実の機会を広げるし、婦人の地位の向上の見地からも望ましい、というようなことを一応結論とされております。また、特に乳幼児を持つ主婦の就労につきましては、これは非常に問題は複雑であるという前置きがございまして、そして結論的には自由選択の原則というものをこの懇話会の結論とされているわけでございます。で、先ほど来大臣から申し上げておりますように、婦人、特に家庭を持つ婦人が就業するかどうかは全く自由選択、婦人自身の主体的な選択にゆだねるべきであって、第三者が強制すべきではないという原則が明らかにうたわれております。そしてさらにこの懇話会には、自由選択といつてもその選択を可能にするには条件整備が行なわれなくてはならない。家にとどまりたいたいと思う者はとどまるるよう、働き続けたいと思う者は働くことができるよう、諸般の施策を講じるべきであるということが懇話会の報告とし出されているわけでござります。で、討議の過

程のことはいろいろございましたか、審議会の一致した意見はそういうところでございまして、私どもはその懇話会のその結論、そこを一つのスタートにいたしまして、私どもの基本構想というものを考え、また婦人少年問題審議会におけるにあたりましても、婦人がそのような自主的な選択によって職場に出る、その出るような場合には、どのような配慮が要るかという点、そしてまたそのことは婦人の地位の向上ということのつながりで考えられなくてはならない。その点を踏まえて基本構想を考えたところござりますし、また審議会の御審議もそのようなことを前提として進められたと、かように理解いたしております。

○田中寿美子君 勤労婦人ということばについて衆議院のはうで議論があつてゐるようでした。私は議事録で見ましたけれども、これは労働婦人じゃないかといふのに対して、いや労働婦人ではあるけれども、その家庭生活とか市民生活まで含めるから、あるいは主婦として家庭にいる人が職業に入つてくるということまで含めて労働婦人と呼ぶのだというようなお答えが労働省のはうから出ているようでございますが、そこで、いまおっしゃつたような経過を経て、この法案を出すにあたつて、審議会の答申の中にも、労働婦人の代表が審議会の中に入つていていろいろ議論された、その議論の中で労働婦人の代表が非常に強調したところはどういうところにあつたかということをちょっと言つていただきたいと思います。

○政府委員(高橋辰子君) 審議会はそれ 자체は非公開で行なわれたものでござりますけれども、三者構成のそれぞれのお立場の方がお出しになられました主張につきまして抽象的にお答えをしていただきたいと思います。労働婦人についてのお尋ねでございますので、労働婦人の御意見のおもなものを申し上げたいと思います。幾つかあつたかと思ひますが、ちょっと取りまとめたものがございませんので、順不同に申し上げますと、一つには勤労婦人の職場における差別待遇の問題、これ

申しますか、そういったことを重点的に考えてほしい、考えるべきだと、そういう御意向がひとつ強くございました。それから企業内託児施設の問題に関してまして、これは基本構想の原案にございましたために、それに対する危惧といいますか、疑念がかなり強くあつたわけでございます。それから職業訓練等に関してまして、これはやはり若いときからの訓練が必要であるし、それからまた再就職と申しますか、そういう際の訓練も必要なことで、要するに、婦女子の訓練教育ということを本腰でやるという姿勢を出すべきである、このようない意見が強くあつたかと思います。それからやはり基本理念をどのように打ち出しかということについて非常に御意見が、これは各代表からあつたところでござります。勤労婦人と、いうものの特質をどう抑えるかという点でござります。結果的には次代にならう者の生育について重大な役割りを有するということとともに、経済及び社会の発展に寄与するものであるとか、この二つが勤労婦人の特質であるということについて皆さんが共通の認識をお持ちになられた、このように理解いたしておりますが、なおまた落ちていてる点があると思いますが、それにつきましてはまた別の機会に説明させていただきたいと思います。

働の軽減、あるいはつわり休暇なども含めて要望がいろいろあったように言われております。それから例の育児休暇の問題については三原則ですね、選択性と、原職復帰と、有給性、この三つについてだいぶん主張したというふうに言われておりますが、それは事実でございますか。

○政府委員(高橋辰子君) そのような記憶いたしてております。

田中栄美子君　今後このお話を以てするうえで、いう経過を経てできた法律を活用するしかたについてなんですかとも、一つは、非常に一番働く婦人が大きな関心を持っております男女差別の問題ですね、この実態に對しての取り組みをお伺いしたいわけなんですが、皆さんいろいろとこの問題についていろいろな面から言われておりますが、賃金の格差というのは、私は全体、全産業平均すればどうしてもいつも半分以下に出てくるわけなんですけれども、こういう問題に関しては労働省ではどういう方法をもって格差を埋めていくかというふうにしていらっしゃるでしょうか。ひとくじ伺いたい。

いては、先生の御指摘のように、全産業の全女子雇用者の給与の総額を同じく全産業の全男子雇用者の給与総額と比べますと給与総額平均と比べますと、大体今日でも約五〇%でございます。しかし、十年ほど前から比べますと六、七%のアップはあるわけござります。このような平均値の差があるということの理由は、これはいろいろあるわけでございます。もちろんまず第一には、女子のついている職種、その分布が男子と比べて低い職種についているという点が一番基本的な理由であるかと思いますが、同時にまた、女子の労働時間は男子と比べますと月間にして約二十時間短いとが短いとか、こういったような要因も重なりまして、また特に年功序列の賃金体系という中にお

る位置づけ、あるいは日本の給与の中にはいろいろ諸手当がいろいろ複雑に盛り込まれておりますが、それらも世帯主である男子のほうがそれらがつく割合が多いということなどいろいろ加味されましていま申し上げたような開きが大きく出していると思います。かりに何と申しますか、一時間当たりの平均給与ということで試算をいたしてみると、これは全産業を通算でございますが、五七%程度に上がつてまいります。いずれにいたしましても、賃金の開きというものがかなりあるということ、これは残念なことでござりますし、その改善をはかつてまいりたいと思っておりますが、そのためには一つにはやはり女子自身の能力、職業上の能力ということを高めることがきわめて肝要なことであると思ひます。そして、よりベターな職種につく機会を得させられていよいよこれが妥当なこと、これが肝要であるかと思ひます。もちろん、職場における労務管理等におきまして不合理な差別的待遇のために女子が低いところに押し込められているというようなことは、これはございませんので、その労務管理面の改善指導、これも力を入れて行なわなくてはならないと考えております。従来、そのような点で指導に努力してまいつたところでございます。

○説明員（飯野達郎君） 四十六年度の上級の採用について申し上げますと、四十六年度の上級試験では、合格者総数が千四百一名ございまして、そのうち男が千三百五十三名で女性が四十八名でございます。合格者のうち、採用されました者が五百八十九名ございますが、その内訳は、男性が五百六十六名で女性が二十三名、このようになつております。

○田中寿美子君 それで、この四十八名——上級公務員甲種ですね——の、大学を出ていわゆる各省の幹部候補生になる人たちですが、そういう人たち、合格者四十八人のうち二十三人任用と。これはいいほうで、もとはなかなかこんなには任用されていなかつたと思ひます。幾らかよくなつたとは思ひますけれども、私の身近にも相当いい成績で合格している人がいますが、なかなか各省が任用しないですね。こういう習慣というののは簡単に直らないんだけれども、行政機関、国家公務員の中から直していくなければだめだと思つんです。

○説明員（飯野達郎君） 千三百五十三名です。合格者ですか。

それで、これを比率で伺つたら、男女採用率は同じぐらいだったとゆうふうにおっしゃるんだけれども、男性は断然多いわけでしょう。千三百何人とおっしゃいましたかね。

○田中寿美子君 千三百五十三名ですね、合格者は。そのうち五百六十六名が男性ですね。女は四十八人のうち二十三人。

○説明員（飯野達郎君） さようでございます。

○田中寿美子君 これを各省別に見ますと、一体労働省は何人ことお採りになりましたか。労働大臣、上級公務員甲種。

○国務大臣（塚原俊郎君） この間、ごあいさつにておいでになつた方にお目にかかつたんですが、女性は一人でしょ、紅一点でございましたから。全部で八人か十人ぐらい、これはほつきり数字を記憶いたしておりませんが、ちょうどどこあります。

○田中寿美子君 女性を採用したところはどこで、どこですか。人事院の方、おわかりですね。

○説明員（飯野達郎君） ことしの五月三十一日現在で、これはまだ各省庁とも採用を続けておりまして、これで採用が全部終わつたということにはなりませんけれども、現在まで通知が参っておりますのは科学技術庁、法務省、文部省、国立大学、厚生省、工業技術院、特許庁、労働省、かように相なっております。

○田中寿美子君 全体の大きな比率の中で採用率は大体同じだと言われているけれども、絶対数はまるで違うわけなんですね。これは、婦人はいい成績で合格するんですね、みんな。それだけれどもなかなか任用しない。労働省も、何だか女人の採用が減ってきて、いますね、労働大臣。前はもう少しいたんじやないですか、もうちょっと。つまり、国家公務員のところでまず模範を出さなければいけないと思うんですけど、通産省なんかで、私の知った人で相当いい成績で通つたのにどうしても採用してくれないので、すいぶんがんばつて少ししていたんじゃないですか、もうちょっと。つまり、国家公務員のところでまず模範を出さなければいけないと思うんですけど、通産省なんかで、私の知った人で相当いい成績で通つたのにどうしても採用してくれないので、すいぶんがんばつていたけれども、ついにだめだったということで国立大学に行きました。絶対に入れないようなところもあるわけで、これはもう長年男子を中心にして幹部候補生の組織ができてしまつておりますので、なかなか入つていけないという状況にあります。こういうことは、少し積極的に何か打開策を講じませんと、男女の差別、任用における差別、あるいはそのほかいろんな形の差別があるわけなんですね。

ですけれども、若年定期制、結婚退職制——結婚したらやめなさい、という……。それから三十五歳になつたらやめるとか、共働きで二人の収入が四

十万円こしたらやめなればいけないとかですかね。

それから、肩たたきというのがあるのを労働大臣御存じですか、肩たたきを。——これは女の人のたちでなければわからないのです。もうあなたのそろそろやめたらどうか、だんなさんも課長待遇になってきたからというようなのがあるわけですね。

○国務大臣(坂井修郎君) 大体は専門であります  
が、何かこそそそ話しして、歌にある肩のたき合い  
とは違うと思しますけれども、何といいますか、  
ある時期が来たら、どうでしょうと言う、そういう  
うような意味だらうと私は思います。  
先ほど、全体の数字と、女性一名と申しました  
が、全体の数字は先ほど八名が十名と申しました  
が、これは間違つておりました。今年度の採用は  
十三名、そして女性が一名であります。  
冒にこぎはその程度の忍耐がござります。

○田中寿美子君 肩たたきというのは、もうそろそろやめてはどうか、ついてはいまやめれば優遇待遇しますというようなことはこれは非常に多い。これはもう自治労関係ですかから地方公務員ですね、非常に多いです。

トするみたいで悪いですけれども、渡り差別といふのを御存じですか。何のことか御存じですか。  
○国務大臣（塚原俊郎君）私は、大体もの知りですが、いまのことばは知りません。

○田中寿美子君 これは、三級職ぐらいまで女は来たら、あるいは四級職でもうそのままとどめてしまつて、男だったら、四級職の何号というところになると今度は三級職とか移つていくときに、女は移らせないで、ずっと同じところを渡らしているわけなんです。つまり四級ですつととどめておくんで、渡り差別といつております。これが非常に多いのですよね。こういうことが地方自治体では平気で行なわれているのです。女の人は格付けが高くなつて給料が上がっていくはずないわけですよ。そして非常にたくさんいる公務員が、地

方も国家公務員も、つまり、そんな上級のことを言わなくたって、中級のあるいは下級の公務員がたくさんいるわけなんですが、女人人は、ある一定のところまで来ますと、もうそこでもってとめてしまつて、同じところを渡らせていくというのを渡り差別、そういうのがたくさん報告されております。

こういうことについて、私は、賃金の差別、賃金格差が出てくる原因には、女がいつまでも同じところでとどまらなければいけなかつたり、それから同じところへとどまらされておりますと、やめちまいます、おもしろくないから。おもしろくないからやめるということも起る。あるいは、いまやめたたら倍退職金をあげますよというような肩たたきをするとか、こういうようなことが起る。きちんと若干年定年制を設けておかなくたって、自然とやめざるを得ないようにしておく。子供が一人目だつたらやめなければならないといふようなことがたくさんあって、これは違憲訴訟なんかも起こされていることは御存じだと思いますけれども、たまに一つや二つ訴訟をしたところで、全体の慣行がそうである以上は、なかなか差別は実態として残っている。これを御認識いただきたいと思います。だから、今度の法律にどうしても性による差別を受けることなくということを入れてほしいといふ要求を労働婦人がしたのは、そういう意味でござります。

それから、職業訓練に関してですが、今度その訓練のところも修正が入つて、そうして男女が同じように職業訓練が受けられるようになりますということになりましたですね、修正されました。で、職業訓練についても差別があること御存じでしょうか。

○政府委員(遠藤政夫君) 職業訓練の基準、内容、職種、こういった面につきましては、少なくとも私どものほうで公的に扱つております訓練内容に關する限りは、男女についての差別は全くございません。ただ、御指摘のお話は、おそらく事業内で企業が訓練を行なつておりますものについて、

方も国家公務員も、つまり、そんな上級のことを言わなくたって、中級のあるいは下級の公務員がたくさんいるわけなんですが、女人人は、ある一定のところまで来ますと、もうそこでもっとでしまって、同じところを渡らせていくというのを渡り差別、そういうのがたくさん報告されています。

こういうことについて、私は、賃金の差別、賃金格差が出てくる原因には、女がいつまでも同じところでとどまらなければいけなかつたり、それから同じところへとどまらされておりますと、やめちまいます、おもしろくないから。おもしろくないからやめるということも起こる。あるいは、いまやめたら倍退職金をあげますよというような肩たたきをするとか、こういうようなことが起る。きちんと若干年定年制を設けておかなくて、自然とやめざるを得ないようにしておく。子供が二人目だったらやめなければならないというようなことがたくさんあって、これは違憲訴訟なんかも起こされていることは御存じだと思いますけれども、たまたま一つや二つ訴訟をしたところで、全体の慣行がそうである以上は、なかなか差別は実態として残っている。これを御認識いただきたいと思います。だから、今度の法律にどうしても性による差別を受けることなくということを入れてほしいといふ要求を労働婦人がしたのは、そういう意味でございます。

男子の訓練を受けておる者と女子で訓練を支えておる者の数が大きな開きがあるじゃないか、こういう御指摘だらうと思ひます。

確かに企業が行なつております訓練の中で、一年以上の養成訓練につきましては、その人員についてはかなりの差がございまして、全体の中の女子の割合が約一〇%程度でございます。これはいわゆる労働省で公認をしております認定職業訓練ということになりますと、一年以上の養成訓練に限られておりますので、そういう意味では確かにその差はござりますけれども、実際に、たとえば中卒、高卒の新規学校卒業生の訓練を見ますと、そのうちのほとんど部分の者がいろいろな意味で訓練を受けております。こういうものがその職種の内容、作業の内容等によりまして訓練内容は種々、多岐にわたっておりますけれども、こういう人たちの、訓練を受けた人員の割合は、男子と女子ではほとんど差はございません。たとえば中卒について見ますと、女子のほうがむしろ訓練を受けておる者の割合が多い、数が多いと、こういうことになつておりまして、養成訓練と限定をいたしますと、御指摘のような点がござりますのでまあ今後私ども訓練を行ないますにつきましては、訓練内容、認定の内容、基準等を十分検討いたしまして、御指摘のようなことのないようになつ後十分努力してまいりたい、かように考えております。

○田中寿美子君 そこで、まず職業訓練中の手当の問題なんですが、第八条の修正で男女が平等に訓練を受けるようにするということをここではうたつてあるわけなんですねけれども、これは当然時空間内——企業内の訓練です。さらに上級職にならうとするための訓練があるときに、あるいは研修なんかがあるときに、これは企業が有給でやつておりますね。出張の命令を出したりして。その場合は女の場合も全部有給でやるといふに解釈し、そして、そういう指導をしてくださいますか。

男子の訓練を受けておる者と女子で訓練を受けておる者の数が大きな開きがあるじゃないか、こういう御指摘だらうと思います。

確かに企業が行なつております訓練の中でも、一年以上の養成訓練につきましては、その人員についてはかなりの差がございまして、全体の中の女子の割合が約一〇%程度でございます。これはいわゆる労働省で公認をしております認定職業訓練といふことになりますと、一年以上の養成訓練に限られていますので、そういう意味では確かにその差はござりますけれども、実際に、たとえば中卒、高卒の新規学校卒業生の訓練を見ますと、そのうちのほとんど部分の者がいろいろな意味で訓練を受けております。こういうものがその職種の内容、作業の内容等によりまして訓練内容は種々、多岐にわたっておりますけれども、こういう人たちの、訓練を受けた人員の割合は、男子と女子ではなくど差はございません。たとえば中卒について見ますと、女子のほうがむしろ訓練を受けておる者の割合が多い、数が多いと、こういうことになつておりますと、養成訓練と限定をいたしますと、御指摘のような点がござりますので、まあ今後私ども訓練を行ないますにつきましては、訓練内容、認定の内容、基準等を十分検討いたしまして、御指摘のようなことのないようになつてまいりたい、かように考えております。

○田中寿美子君 これは石本先生なんかもよく御存じだと思います。准看が正看護婦になるための資格を取るために、退職をして二年間の研修を受けるというようなことがあるんですね。その間、何にももらわないということになるんですが、こういうことについては何か方法がないかということ。それから保母さんの場合でも自費で研修を受けて、つまり資格が十分ない保母さんの見習いのときだと思いませんけれども、そういうときに何らかの方法があれば、さらに婦人が職業能力を伸ばし、そしてまた、もう一つ高いところに、専門的なところに行かれるようにしていただきたいと思いますけれども、その手当てはありますか。

○政府委員(遠藤政夫君) いま、御意見ございました看護婦、あるいは保母、こういったものにつきましては、実は所管が厚生省の所管になっておりまして、私どもの職業訓練の対象になつております。したがつて、この点につきまして、どういう手立てがござりますか、私どもいまのところちょっとと申し上げかねますが、実は余談になりません。したがつて、この点につきまして、どう御承知だと思いますが、いまから十数年前に、私はれども、私よりも専門家の先生のほうが十分な美容なんかの場合に一定年限学校へ行つて、それからインターナンを受けて試験を受けないと一人前の美容師になれない。その間は美容院に住み込みで働きながら、働かされながら、その間はもちろん給料はもらえない。学校へ行く費用も本人が出さなければならぬ。さらに食費なんかも取られる。こういう制度だったと私は思います。その当時、私は地方におりましたけれども、炭鉱離職者の子弟なんかを全部集団的に、当時私百人はど入れまして、これに全部定額の給与を与えて、しかも学校の費用、インターナンの費用を全部事業主に払わせると、こういうことで三年間で一人前の大美容師にした、こういうことを業界と相談して実施したことがございます。私どもも訓練をやります以上は、事業主の協力を十分、これは強制は

できませんけれども、こういう指導なり協力を求めて、こういう形で女子、勤労婦人の人たちに職業能力、技能を身につけさせて、そして職場に送り出してその生活を安定させる。こういう方向でやってまいるつもりでおりますし、過去にそういう経験も持っております。今後もそういう形で努力してまいりたいと、かように考えます。

の健康というものが維持されますように、格段の配慮を事業主に要請している趣旨でございます。で、まず母子保健法に定めますところの妊娠婦の受けるべき保健指導または健診を労働婦人が

「妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮」  
は別にこの法律で命令することはできないけれども、法律の解釈としてはそういうことをも含めて、「妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮」というのは考えるべきものだというふうに思いましたけれども、いかがですか。

と思われます。で、衆議院のほうの議事録で拝見しましたけれども、現在3%ぐらいが育児休暇を取っているというふうに、たしか局長が答えられていましたが、それはどことどこであるか。3%といいますと働く婦人の3%ですか、そうすると三十万くらいはあることになりますね。それと私は全電通のことは知っておりますが、それから民間なんかでそういうのがあるのかどうか。いま全電通でも取ろうと、つくろうとしている

ますか。

○政府委員(高橋辰子君) 二〇%を説いておられます  
〔委員長退席 理事大橋和義君着席〕

育児休暇制度、呼び名はいろいろでございますが、

要するに育児休業の制度を持っておりますところの事業所の割合でございまして、働く婦人の割合ではございません。また、それらの事業所の分布

いたしましては、非常に多いのが運輸通信業あるいはサービス業、卸売り、小売り業等でござります。

個別の事業所の例はございますが、具体的な名前になりますので……。そのおもなやり方を申し

○田中美美子君 ちょっと代表的なもの書いて上げる」といたしましょうか。

○政府委員(高橋辰子君) これは先ほどお話の出  
ください。

ました電電公社等が代表的なものとしてかなり多くからやつていらっしゃるわけでござりますが、二つ目は二、民間の企業で、製造業あるいは百

そのほかに、貿易の立場で、輸出を主とする店等で、それぞれ近年にお始めになつてやつて、いらっしゃいます。

で、概要的に申し上げますと、大体その期間もいたしましては、まあ一年間くらい——六ヵ月を

の二年ぐら<sup>一</sup>いござりますが、おおむねは一年くら<sup>一</sup>いのところが多いようでござります。そして

○政府委員(高橋辰子君) お考えはごもっともと存しますので、その具体的なことにつきましては、検討させていただきたいと思います。

○田中寿美子君 それから次に、「妊娠中及び出産後の健康管理」、九条、十条のことですけれども、それに関する配慮のことですが、母子保健法による健診ですね、これを受けるために勤務時間を変更し、勤務の軽減などの措置をとる、こういうことなんですね。で、これは具体的にどういうようなことを考えられているかということです。

○政府委員(高橋辰子君) 九条、十条の趣旨は、働いております婦人が妊娠また出産をするということが非常にふえてまいっております。その方々

○田中寿美子君 労働婦人たちの要求の中に時差出勤あるいは労働の軽減、いま言われたようなこと、それから夜勤とか、残業を禁止すると、あるいは時間を短縮する必要のあるものは短縮するといふ。そういうようなことも含めた意味で労働の軽減、勤務時間の変更というふうな修正を、そういうものを含めてこの修正を考えていいか、労働婦人たちはそういうことを要求していたと思うのですね。それから自治労の甲藤さんが強調していたことは、時間を短縮した場合に、その短縮した分の賃金を失うことなくというようなことを考えに入れたいということを強調していたんですが、こ

に女子教職員の育児休暇の問題、たいへん長くも  
めて、たぶんきょうごろ決定するのじゃないかと  
思いますが、三原則を非常に主張しておりま  
した、選択制と原職復帰と有給制と。しかしま  
あ有給ということはノーベイで、なかなかそれを  
取ることはむずかしいというようなことで、おそ  
らく、私はいまちょっとわかりませんが、そこの  
ほうも無給でもこの育児休暇制をとるといふこと  
にきまるんじゃないかと思ひますけれども、そこ  
で、看護婦さんやそれから保母さんの育児休暇の  
問題も出てきているわけですね。これは自民党の  
ほうからの内田試案で出たわけですけれども、し  
かし育児休暇をほしいという婦人はやはり相当あ

○政府委員(高橋辰子君) これは先ほどお話の出した電電公社等が代表的なものとしてかなり圓くからやつていらつしやるわけござりますが、そのはかに、民間の企業で、製造業あるいは百貨店等でそれぞれ近年にお始めになつてやつたらっしゃいます。

で、概要的に申し上げますと、大体その期間でいたしましては、まあ一年間くらい——六ヵ月なから三年ぐらいでございますが、おおむねは一年間くらいのところが多いようでございます。そしてまあもちろんいざれの場合も、任意制と申しますが、本人の選択によつてそれを取得することが



工会議所が意見書を出しましたですね。母性は過保護だ、婦人労働者は過保護である、だから請求権という保護規定は除け、それからパートで働く婦人がたくさんいるが、あれは労働婦人に対する労働基準法の適用からはずせ、というようなことを申しまして、母性保護があることはいかにもよけないことだという考え方提出されております。労働省としては、こういうことに關してどう思ひますか。

○田中寿美子君 母性保護を第一義的に

お考えを持っていらっしゃいますか。つまり、母性保護に関して基本的にどういう態度か。それから東商の意見、過保護に対しても思ひますか。

○國務大臣(塚原俊郎君) 母性保護を第一義的に

お考えを持つていらっしゃいますか。つまり、母性保護があることはいかにもよけ

いたことだという考え方提出されております。

労働省としては、こういうことに關してどう思ひますか。

○田中寿美子君 そういう意味表示をなすったことはござりますか。あれはすいぶん騒がれたので、

これは改めるべき、考え方改めるべきであると、私は思います。

○田中寿美子君 そういう意味表示をなすったこ

とはござりますか。あれはすいぶん騒がれたので、

働く婦人の間では有名な意見書なんですがね。

○國務大臣(塚原俊郎君) 商工会議所の方と、公

式にそういうことについての議論はいたす機会は

いままでございませんでした。大会において、私

お話を申し上げたことはござりますが、そのと

きは福祉優先、人間尊重というたてまえから私の

労政のあり方を、演説でありまするが、それは申

しておきました。しかし、個々の問題について具

體的に会うような機会は今までございませんで

したが、今後ありましたならば、私の考え方を率直

に申し上げたいと思います。

○田中寿美子君 問題になつております労働基準

法の改正、労働基準法研究会ですね、これに對し

て働く婦人はたいへん疑いを持つていてるわけで

す。特に、東商の意見書が出されまして以来、やつ

ぱり婦人は過保護なんだというような考え方があ

りません。これは私鉄なんかにあるし、全日

通もあるし、慶應病院なんかは生休の有休制を

取り上げちゃいましたよね。それから最近訴えら

れましたですが、日本中野縫紉労組——織維労連で

すね、生休を買上げ制度といいましょうか、二

日間で四千円、皆精勤手当みたいな形で出す。だ

から休んだら四千円は引くという、こんなのは労

働基準法違反ではありませんか。

○政府委員(渡邊健二君) 生理休暇につきまして

は、基準法では一定の要件を満たす者については

請求があればこれは生休を与えないなければならない

ことになつておるわけでございまして、その点につき

まして私は最も厳格に勧告をいたしておるわけ

でござります。ただ、いま言つたようなことが、

具体的に与えなかつたことなのかどうか、その辺

はよくお話をわかりませんが、もしそれが生休

をするべく請求させない、こういうねらいをもつ

てやつたとすれば、これは基準法の精神から見て

好ましくないことであると、かように考えるわけ

でござります。

○田中寿美子君 買い上げですね、一日二千円で

二日間で今まで有給の生休だったんですね。そ

れをとつたら四千円差し引くということは、こ

れは違反じゃないですか。

○政府委員(渡邊健二君) 六十七条は請求したと

きには与えなければならぬということをござい

ます。したがつて請求がなければ与えるべき別に

義務はないわけでござります。買い上げというこ

とがどういう趣旨かよくわかりません。どこでも

精勤手当等がございますので、無欠勤の者に対し

てそれだけ多く出るということはあり得るわけで

ござります。ただ、生休だけ等を目当てにいたし

まして、六十七条の請求をさせない。そういうね

らいかもしあつたとすれば、これは基準法の趣旨

から見て好ましくないことだと存じます。

○田中寿美子君 だから使用者は巧みになりまし

てね、有給の生休を協約でつけていても、今度は

金銭給付は従前の所得の三分之二以上とのようになつておるところでござります。また医療給付に

つきましては、これはその金額ではなくて産前、

分べん、産後の医療そのものをストレートに給付

するところのようになつております。御存じかと思

いますが、日本の場合はこの休業中には標準報酬

目額の百分の六十がこれは健康保険法によって支

給されるということになつております。ILO条

約では所得の三分の二という、日本の場合は百分

の六十といい、そこはわずかな差ではございます

けれども、形式的に相違があるということになり

ますし、またわが国の場合はその医療給付という

ことはどうたわれておらないとなつております。あ

るいはまあ育児時間の取り扱いが一〇三号条約に

つきましては、これは労働時間として計算する。

そしてそれに応じて報酬を与えるとなつております。

が、わが国の基準法の場合には育児時間の定め

話がちょっと出来たけれども、九五号条約、母

性保護に関する条約です。このほかまあ婦人

労働者からは一〇二号、一〇三号、一一一号、八

九号なんかを批准してくれという要求がございま

す。私は母性保護の条約に関してだけ申し上げま

すけれども、一〇三号条約がなぜ批准できないの

か、その理由を、どうして批准しないのか。一〇

〇号条約、同一貨金の原則のところは批准しまし

たね。あれ以来ちっとも批准しないんだけれども、

なぜ一〇三号が批准できぬのか理由をお聞きさ

ります。

○政府委員(高橋辰子君) 一〇三号が批准できな

いと申しますが、批准しておりません理由は、こ

れは労働基準法その他国内法との相違があるから

でございますが、その相違点のおもなものといた

しましては、たとえば出産休暇の期間がございま

すが、その間の休業中の金銭及び医療の給付とい

うことが一〇三号条約でかなり大きなウエートを

含めております。その条約によりますと女子が出

産休暇によつて休業している間に強制的労働保

険、または公の基金から金銭給付及び医療給付を

受ける権利を有することになつております。金

銭給付は従前の所得の三分之二以上とのようになつておるところでござります。また医療給付に

つきましては、これはその金額ではなくて産前、

分べん、産後の医療そのものをストレートに給付

するところのようになつております。御存じかと思

いますが、日本の場合はこの休業中には標準報酬

目額の百分の六十がこれは健康保険法によって支

給されるということになつております。ILO条

約では所得の三分の二といい、そこはわずかな差ではございます

けれども、形式的に相違があるということになり

ますし、またわが国の場合はその医療給付という

ことはどうたわれておらないとなつております。あ

るいはまあ育児時間の取り扱いが一〇三号条約に

つきましては、これは労働時間として計算する。

そしてそれに応じて報酬を与えるとなつております。

が、わが国の基準法の場合には育児時間の定め

話がちょっと出来たけれども、九五号条約、母

性保護に関する条約です。このほかまあ婦人

労働者からは一〇二号、一〇三号、一一一号、八

九号なんかを批准してくれという要求がございま

す。私は母性保護の条約に関してだけ申し上げま

すけれども、一〇三号条約がなぜ批准できないの

か、その理由を、どうして批准しないのか。一〇

〇号条約、同一貨金の原則のところは批准しまし

たね。あれ以来ちっとも批准しないんだけれども、

なぜ一〇三号が批准できぬのか理由をお聞きさ

ります。

○政府委員(高橋辰子君) 一〇三号が批准できな

いと申しますが、批准しておりません理由は、こ

れは労働基準法その他国内法との相違があるから

でございますが、その相違点のおもなものといた

しましては、たとえば出産休暇の期間がございま

すが、その間の休業中の金銭及び医療の給付とい

うことが一〇三号条約でかなり大きなウエートを

含めております。その条約によりますと女子が出

産休暇によつて休業している間に強制的労働保

険、または公の基金から金銭給付及び医療給付を

受ける権利を有することになつております。金

銭給付は従前の所得の三分之二以上とのようになつておるところでござります。また医療給付に

つきましては、これはその金額ではなくて産前、

分べん、産後の医療そのものをストレートに給付

するところのようになつております。御存じかと思

いますが、日本の場合はこの休業中には標準報酬

目額の百分の六十がこれは健康保険法によって支

給されるということになつております。ILO条

約では所得の三分の二といい、そこはわずかな差ではございます

けれども、形式的に相違があるということになり

ますし、またわが国の場合はその医療給付という

ことはどうたわれておらないとなつております。あ

るいはまあ育児時間の取り扱いが一〇三号条約に

つきましては、これは労働時間として計算する。

そしてそれに応じて報酬を与えるとなつております。

が、わが国の基準法の場合には育児時間の定め

話がちょっと出来たけれども、九五号条約、母

性保護に関する条約です。このほかまあ婦人

労働者からは一〇二号、一〇三号、一一一号、八

九号なんかを批准してくれという要求がございま

す。私は母性保護の条約に関してだけ申し上げま

すけれども、一〇三号条約がなぜ批准できないの

か、その理由を、どうして批准しないのか。一〇

〇号条約、同一貨金の原則のところは批准しまし

たね。あれ以来ちっとも批准しないんだけれども、

なぜ一〇三号が批准できぬのか理由をお聞きさ

ります。

○政府委員(高橋辰子君) 一〇三号が批准できな

いと申しますが、批准しておりません理由は、こ

れは労働基準法その他国内法との相違があるから

でございますが、その相違点のおもなものといた

しましては、たとえば出産休暇の期間がございま

すが、その間の休業中の金銭及び医療の給付とい

うことが一〇三号条約でかなり大きなウエートを

含めております。その条約によりますと女子が出

産休暇によつて休業している間に強制的労働保

険、または公の基金から金銭給付及び医療給付を

受ける権利を有することになつております。金

銭給付は従前の所得の三分之二以上とのようになつておるところでござります。また医療給付に

つきましては、これはその金額ではなくて産前、

分べん、産後の医療そのものをストレートに給付

するところのようになつております。御存じかと思

いますが、日本の場合はこの休業中には標準報酬

目額の百分の六十がこれは健康保険法によって支

給されるということになつております。ILO条

約では所得の三分の二といい、そこはわずかな差ではございます

けれども、形式的に相違があるということになり

ますし、またわが国の場合はその医療給付という

ことはどうたわれておらないとなつております。あ

るいはまあ育児時間の取り扱いが一〇三号条約に

つきましては、これは労働時間として計算する。

そしてそれに応じて報酬を与えるとなつております。

が、わが国の基準法の場合には育児時間の定め

話がちょっと出来たけれども、九五号条約、母

性保護に関する条約です。このほかまあ婦人

労働者からは一〇二号、一〇三号、一一一号、八

九号なんかを批准してくれという要求がございま

す。私は母性保護の条約に関してだけ申し上げま

すけれども、一〇三号条約がなぜ批准できないの

か、その理由を、どうして批准しないのか。一〇

〇号条約、同一貨金の原則のところは批准しまし

たね。あれ以来ちっとも批准しないんだけれども、

なぜ一〇三号が批准できぬのか理由をお聞きさ

ります。

○政府委員(高橋辰子君) 一〇三号が批准できな

いと申しますが、批准しておりません理由は、こ

れは労働基準法その他国内法との相違があるから

でございますが、その相違点のおもなものといた

しましては、たとえば出産休暇の期間がございま

すが、その間の休業中の金銭及び医療の給付とい

うことが一〇三号条約でかなり大きなウエートを

含めております。その条約によりますと女子が出

産休暇によつて休業している間に強制的労働保

険、または公の基金から金銭給付及び医療給付を

受ける権利を有することになつております。金

銭給付は従前の所得の三分之二以上とのようになつておるところでござります。また医療給付に

つきましては、これはその金額ではなくて産前、

分べん、産後の医療そのものをストレートに給付

するところのようになつております。御存じかと思

いますが、日本の場合はこの休業中には標準報酬

目額の百分の六十がこれは健康保険法によって支

給されるということになつております。ILO条

約では所得の三分の二といい、そこはわずかな差ではございます

けれども、形式的に相違があるということになり

ますし、またわが国の場合はその医療給付という

ことはどうたわれておらないとなつております。あ

るいはまあ育児時間の取り扱いが一〇三号条約に

つきましては、これは労働時間として計算する。

そしてそれに応じて報酬を与えるとなつております。

が、わが国の基準法の場合には育児時間の定め

では、基準法の基本的・精神というものの上に立ちながら、最近の事情から見てどういうふうに運用されており、問題点があるかということを研究頼つておるわけでございまして、先生いまあげられましたような I.L.O 条約等々は当然その研究の際の委員の方の考慮の中に入つておるわけでございまして、そういうことを含めて現在検討が続けられておるところでございます。

○田中寿美子君 それじゃ既定の方針があつて、それに当てはめていくというような形ではないわけですね。それだけは確認しておきたい。つまり、いままでの労働基準法の保護規定を縮小しようといふような考え方ではないということは明らかでありますか。

○政府委員(渡邊健二君) 先生が先ほどあげられた當省の意見その他等いろいろの意見は出しておりますけれども、保護を縮小するとか、そういう前提で研究をいたしているわけではありません。なぜでござります。

○田中寿美子君 ちょっと心配なことばがありますがね。これは今後監視していくべきやいけないのですが、そこで、母性保護に関しては、九五号勧告、一二三号勧告、両方まだ——さらに勧告が出て、この勧告に至ってはさらに一〇三号を上回っているわけですね。九五号勧告は産前産後休暇を十四週間に延長せよ、それからさらに給付を高めていくべきことがありますね。それから産衣といいますか、うぶ着ですね。その費用を出せとか、牛乳や保育手当を給付せよとか、それから乳房をかかえているおかあさんの保育時間を一時間じゃなくて一時間半にせよとか、強制的な社会保険で保育所をつくれとか、手作業に移せとか、別を受けないで十分に働けるようなあらゆる努力を国と企業と、また労働組合もやらなきやいけないといふようなことであつたと思います。ですかね、母性保護ということについて、私は基本的に

労働大臣は第一義としますとおっしゃいましたけれども、これをどう考えるかということが私は婦人解放のかぎみみたいに思つてゐるわけなんですがね。

それでもう一つ、これは母性保護と大いに関係のあると思うのですが、夜業、深夜業ですね。夜業に関する条約がありますね、八九号。夜間といふものの定義ですかけれどもね、日本の労働基準法の深夜業とそれから八九号でいう夜間作業とはちょっと違つと思うのですが、ここをちょっと説明していただきたい。

○政府委員(高橋展子君) ILO条約のほうで夜間として定義いたしておりますものは、これは工業的企業に限つておりますが、工業的企業における二十二時から七時までの繼續七時間を持む一時間、これが夜間労働の定義として設けられております。で、わが国につきましては、労働基準法におきまして午後十時、つまり二十二時から午前五時までこれを深夜としておるわけでござります。

○田中寿美子君 で、その間をいまの八九号条約では夜の十時から朝の七時までの間におくる少なくとも七時間繼續して働かせる、その時間を含む十一時間の繼續した時間を夜間といたいへんややこしいけれども、結局夜の十時から朝の七時までの間を含めて、そしてその前なりあとなりの十一時間の中で働くことでしょう。そうしますと、これは私、専売公社の例ですけれども、去年二交代制勤務の問題が非常に騒がれた。おととしから去年にかけて二交代制勤務を導入するときに非常に騒がれて、私も専売公社總裁とだいぶ言い合ひしたところですけれども、朝六時半から勤務して夜の九時半、あるいはその間、早番の人は六時半から二時までですかね、おそ番は二時から九時五十分、まあ十時。それは夜間の中に入っていますね。この八九号条約の規定からいえば夜間ですね。日本の労働基準法ではこれは夜間作業にならないわけですね。

○政府委員(渡邊健二君) いまの先生がおあげになりました例、わが国の基準法で申しますと、こ

私は別に深夜業に触れないわけでござります。で、ILOの条約の例で申しますと、もしそのおそ番と早番の交代の際に、前の日の夜の九時五十分まで働きまして、そして翌日六時半にもし早番で出しますと、その間、夜の十時から朝の七時までの間ににおける継続七時間これは要件を満たします。継続七時間をその中に含みますから入りますが、それを含む十一時間といふには、その前の晩の九時半から翌朝の六時半までござりますと十一時間がございませんので、それには触れることに相なると存じます。

○田中寿美子君 深夜業をどうとるかということは、それは各国で違うので、ILO八九号条約にしても、さつきの一〇三号条約にしても、批准している国を見ますと非常におかしいんですね。いわゆる先進西欧諸国や日本はほとんど批准していくなくて、発展途上国のようなところばかり、それから社会保障に関しては北欧や福祉国家は批准しておりますけれども、一体ILO条約というのは世界じゅうの労使と三者構成でやってきて議論するのに、いいことはきめておいて、そうして先進国はみんな批准しないという、全く不まじめな態度、これはどういうことかと思うんですね。日本などはILOの理事国でしよう。大臣は率先して母性保護を第一義とする方針ですから、さらに進めていって一〇三号条約を批准できるような方向に母性保護を手厚くしていくというお考えはありますせんか。

○國務大臣(塚原俊郎君) 日本はILOの加盟国でありますから、批准については最大限の努力をしなければならないことは言うまでもありません。いまの一〇三号条約について先進国のお話がございましたけれども、私の記憶するところでは、まだこれは承認しているのは十四カ国しかないんじゃないなかったかというふうに思つておりますが、確かに先進国は批准していない国が非常に多いというふうに私ども承知いたしております。冒頭

に申しましたように、日本もILOにおいてはかなり重要な役割りを果たさなければならない立場にもありますので、今日、国内法との関連その他においてまだ困難な点もあるかとも存じます。他においてまだ困難な点もあるかとも存じます。が、それこそ前向きにこの問題とは取り組んでいかなければならぬ。そうでなければ、私が先ほど申しました母性保護第一ということも、田中先生からうそではないかというおしかりも受けまするから、私はそういうかまえで今後とも臨んでいく考えであります。

○田中寿美子君 日本にはたいへん詳しい労働基準法があるもんですからね、なかなかこのために進んで国際条約には批准もできないというような状況にあると思うのです。そういう意味では労働基準法を考えるときには気をつけていただきたいということを念を押して申し上げておきます。母性保護の問題に関連しまして、私は婦人少年行政の任務、最初に私が婦人少年局との関係も申し上げましたけれども、任務や、それからこととしてアメリカの憲法が修正されて、憲法の中に性別による差別を取つ払つたということによつて母性保護が取り除かれられようとしている状況について少し触れてみたいと思うのですが、私は婦人少年局といふのは、私が最初に申し上げましたように、自分が施行するところの強力な法律は持つていなければ、特異な存在だと、だからいろいろ調査、現場の労働婦人や農村やそれから家庭の婦人の地位なんかについても調査はずいぶんやつてゐるし、それから、その関係している行政官庁の間の調整役もしてきた。たいへんユニークな存在だし、それからほんとうに婦人の地位の向上や解放を目指して出発した機関である、こういうふうに思つてゐるわけなんですが、そこで労働婦人の意見あるいは婦人団体——活潑に活動している婦人団体の意見そういうもの、それから保守側からも革新側からも十分取り入れて婦人少年行政を今後やつて申上げたいのですが、労働大臣いかがですか。私、労働省婦人少年局は戦後の占領下にできたも

のですから、アメリカの婦人局をかたどつてつくられたと思います。それで、アメリカの婦人局にも私何回か行つたことあるけれども、労働婦人を絶えず集めてその意見を聞いておりました。だから請問委員会、そういうようなものも持つておりました。そういうことを婦人少年行政の中では特にやつていただきたいと思うのですが、いかがですか。現在でもやつているというふうにおつしやるかもしませんけれども、私たちとしてはまだ不十分に思うのです。

○田中寿美子君 それで、さつきから議論してきました。男女差別、それから母性保護の関係の問題ですけれども、私は母性保護が完全にやられて初めて男女が同じ立場に立つというふうに考えていいるわけなんですが、そこでアメリカで憲法置、それから婦人少年局の設置がきわめてラジカルなものからスタートされたという田中委員のお話でありましたが、今日では明らかに民主主義の原理にのっとり、働く者の味方として、ことに婦人の立場を擁護する立場に立つて、その行政を進められておると私は考えております。

それからなお今年から、勤労婦人に限らず、あらゆる婦人に対する実態調査というものを婦人局が中心となつて調査を開始いたしました。なるべく早い機会に結論を出ることを私たちも望んでおられます。

それから御指摘の各団体、その他たくさんござります。もちろん国会の御意見、それからそういう団体の御意見、それから日本と、いう国はまだまだだ、民主主義の国となつて大いに発言をすべきであるとは言いながら、ものを言うところにはもちろん世論もあるでしょうが、案外ものを言わないところに世論のある、そういう国情であるといふことも考えまして、今度の全国の実態調査もあわせ、そういうものも加味いたしまして、婦人の状況といふか、婦人の態様という、そういうものを完全に把握いたしたいと考えております。

の修正があつた、一昨年の夏に下院を通りました。これは長い、長い間、修正要求して、婦人運動がそれをやついたわけなんですが、それは男女差別、性による差別をしないという憲法の中の一項目を入れるのにすぎないことなんですねけれども、長い間、それに対する反対があつてできなくて、ようやく下院を通って、ことし上院を通りましたですね、ことしの三月。で、これは五十州のうちの三十五州ですから、批准したら初めて効力を発生するということになつて、それでこのことを非常に私たちから見れば奇異に感ずるわけです。日本には日本の憲法十四条で法のもとの平等ということがある。性別による差別をしゃいけないということがそれは高らかにうたわれていて、そうして、労働基準法なんかでは母性保護なんかがまたちゃんとどうたわれているわけでしょう。ですから、性別による差別をしてはいけない。男女平等の原則と母性保護とは相反しないと私は思うんですけれども、この点についてどう思われるかといふことと、アメリカの場合、憲法で、その男女の差別を撤廃したら、州法の中にある労働保護、特に弱い立場にありますところのサービス業、卸売り、小売り業の婦人たちのような未組織の多い労働婦人が今まで受けてきた労働保護を奪い取られてしまう。完全に男女平等のところに置けといふことは保護も与えるべきものではないというねらいがあるよう思ふんですが、この辺をどううふうにお考えでございますか。

州立の大学に入るというような場合に制限を加えたり、あるいは地方の公務員になるというときに、たとえばそのパートナーントといいますか、正規の職員にしないというようなところがあつたり、あるいは陪審制がございますが、陪審員になることを女子には制限をしたりといふようなこと、あるいはいわゆる妻の無能力といったような制度がまだある州がございましたり、まあ種々雑多でござります。で、それらを改めて全部法のもとの平等を確保しようというものがこの運動の基点であるわけでございますが、その際アメリカのこの修正運動の展開の過程の中で婦人の労働の場における保護、これも差別の一つであると、このような認識が次第に強まってまいってきたようと思われます。で、たとえば婦人の労働時間、あるいは重量物の持ち上げ等について特別の制限を設けるといふようなことは、本来は婦人の保護ということからスタートされたものであつたにせよ、非常に技術革新が進んできております今日、近年ではそれらはむしろ有利な職場から婦人を縮め出すんじやないかと、さような議論が盛んになつてきたようになります。まあ、いずれにいたしまして最初はこの運動を進めておりましたが、いわゆる効果の保護ということを含めて考えてこられたというのがアメリカのこの修正運動の非常に大きな特徴でございまして、したがいまして、その修正案というものがこの五十年の長きにわたつて非常に大きな論議がありまして、なかなか結着がなかつたように思います。で、その点につきましては、最初はこの運動を進めておりましたが、いわゆるフェミニストと申しますんでございましょうか、女権拡張論という方々の手によつて行なわれ、それに対して婦人労働者は反対をすると、こういう形でもまれてきたように理解いたしておりますが、次第に婦人労働者と申しますが、働く婦人の間にもいま申したような議論が強くなつてしまひまして、特にいまから十年ほど前にアメリカで公民権法でございますか、これができまして、雇用

○田中寿美子君 婦人問題を考える際に、一番私  
ゆくものではないかと思つております。  
それぞれの国の実情でまた歴史的にいろいろ変わ  
る所の上での男女の差別をしてしまつておる事  
法ができました。それに基づきまして州法が  
次々と改正されていきまして、かなり婦人の保護  
というものは何といいますか、撤廃と申しますか、  
つまり裁判で違法とされて州法が改められてくる  
という傾向等があつたようでございます。  
そのような経過を経まして、最近、一昨年でござ  
いますか、まず下院を通過いたしまして、そ  
して今年の三月でございますか、上院を通過した  
と、このような経緯があつたように私どもは了解  
いたしております。  
なお、こののような修正を行なう前に、やはりア  
メリカ大統領の委員会で婦人の地位委員会とい  
のがございまして、そこでその委員会がさらにそ  
の研究班というようなものを設けてこの問題と取  
り組んだようでございます。そうして、その報  
告が一九六九年に出まして、そこでの報告の中ではや  
はり男女はすべての面で平等に扱われるべきだと  
いうことが書かれていましたし、また政府機関であ  
るところのアメリカ労働省婦人局などもそれを  
バックするということを明らかにして、そのよう  
な世論の転換の中で最近この修正案が通ったとい  
うように私どもは理解いたしておるところでござ  
います。で、一般に婦人の保護と、それから平等  
というこの二つのまあ一律背反といいますか、そ  
の二つの面の要請というのが婦人労働の大きな課  
題であるかと思いますが、その件につきまして、  
アメリカではこのような一つの考え方へ到達した  
と言えるかと思いますが、この婦人の保護と平等  
という問題が、これはやはりそれぞれの国の産業  
の発達段階であるとか、あるいは労働条件の状態  
であるとかあるいは社会生活の実情であるとか、  
そのような背景によりまして非常に変わるもの  
じゃないかと思います。で、保護の要求が非常に  
強い場合もあれば平等の要求のほうが強くなる場  
合もあるようでございますが、いずれにせよ、そ

平等と保護と申しますけれども、母性保護、私は保護ということばが正しくないかもしれないと思つておる。母性の権利といはうが正しいかもしない。母性といふのは、まあ人間の種族を産み出す機能を与えられているものだ。これは社会的な任務であるから、これが無事に果たせるよう平等ということは相反しないといふに私は思うので、徹底的に母性が保護されてハンドルキップにならない、じまにならないように、女が子供を産み、家庭を持つことで男性と人間において苦しみ方が違うというようなことではないよとつて権利である。だから、その権利ということと平等ということは相反しないといふに私は思うので、徹底的に母性が保護されてハンドルキップにならない、じまにならないように、女が子供を産み、家庭を持つことで男性と人間に初めに平等になるのだというようと思うので、その辺でいまのアメリカのこの変わり方でなければ、ケネディ大統領のときの委員会では保護を打ち出しております。ニクソン大統領になつてこう変わりました。というのは、まあアメリカにウーマンリブの運動も起つてまいりました。そしていまおっしゃつたように、民法上の差別がまだ州に残つていたり、また陪審員になることについての差別があつたり、アメリカには相当差別が残つていた。それに対するふんまんと、それから職場において男性と対等に進出できない原因を憲法の規定の中に持つていつたというふうに思ひます。が、実は私はこの憲法の修正に関する公聴会の公述人の公述を読みました。この人が言つているのは、あの憲法の修正、その私は男女差別がないといふ憲法を持つことはけつこうなことだと思ひます。けれども、そのことが婦人労働の保護をためににしてしまうような組みといふものに対して反発しているわけです。で、だから労働保護も全部取つ払つてしまえというような意見は一部のエリー・トの意見である。自分たち五百五十万人のホテル、

レストランのサービス業、五百万人の卸売り、小売りの婦人、月収は日本のお金にして十万円以下、アメリカの賃金は日本の二倍から三倍ですから、十万円というのは非常に低いんで、この人たちにとって法律上の女性の保護、労働婦人の保護といふのは非常に大切なものであるのに、それが無組織であるということも手伝つて労働協約でも取れない、何の保護も受けられないようになつてしまふということが憲法の平等の宣言と、何といいますか、交換で取り去られてしまふということを非常に憤慨した公述をしております。で、私は日本が憲法十四条で法のもとの平等をうたつていて、そしてすべての面での男女の平等の法律を持つてゐるけれども、同時に婦人労働の保護、母性の保護を進めてきたということはアメリカより進んでいるんじゃないかと思うんです。この問題で間違つた方向に考えないようにしていただきたいと思うんです。ウーマンリブの主張の中にはおもしろい主張もありますし、賛成するところもありますけれども、私は、こういうことのために、たとえ危険有害業務の制限、重量物の取り扱いの制限、重量物は機械を使えるかもしません。しかし、危険有害業務といふものの中に新しい有害物資がいっぱい入つてきている、そういうところで、子供を産む母体を持つてゐる女人を使うことの制限を取りはずと、いうことも反対でござります。ですから、こういう点で東商に代表されるような母性過保護論、これとまた男女は全く同じにしてしまえというエリートの意見とが偶然に一致しているような感じがいたします。その辺は婦人行政を扱う労働省、労働大臣は特に気をつけていただきたいと思いますので、最後に特にそのことを要望し、労働大臣の御決意を伺つて終わりたいと思ひます。

はり世界各国のいろいろな例も全部勉強をしなければなりませんが、やはり日本は独自で主体性を持つて今後婦人問題に取り組んでいかなければならぬことは言うまでもありません。ウーマンリブで左右されるとか、女性はかよわいものであるというような考えは毛頭ございません。われわれはあくまでも憲法十四条に規定されたその趣旨にのつとつて今後の婦人問題というものを進めていかなければならぬわけあります。

それから母性第一ということですが、やはり母性を守るために男の責任があることは言うまでもないのですが、その点、決してフェミニストぶるわけではありませんけれども、そういう観点から婦人少年局のあり方、婦人少年室のあり方、婦人問題の展開というものが進められていくことを望み、またそのための努力は惜しまないつもりであります。

○高山恒雄君　だいぶんいろんな御質問がございましたので、私もダブらないよう方向で御質問申し上げたいと思います。

きょうは全く婦人の方々三人の御質問で、黒一点といいますか、質問は基本的的理念に対するその立場で質問するわけです。

勤労婦人問題のここに初めてこうした法案を提案願つたということは、私はまあ一応敬意を表したいと思うのです。しかし内容を見せていただきますと、先ほどからお二人の方から御質問がございましたが、ほんとうにその女性としての特異的な保護と申しますか、いわゆる憲法十四条の男女平等性の問題、それから母性保護に関する基本的な理念、こういう問題を何としてもやっぱり婦人の立場からいえれば重要視しなければならない大きな問題だと申しますが、それがゆえにこそ勤労婦人の福祉のための法律を制定する、こういうことになるのでありますから、これが最も重要なと私は思うのです。その基本的な理念がやっぱり流れていないところに、この全体の法律の内容を見ますと訓示法みたいなふうに変わってきてるのでないか、何としても指摘をせざるを得ないと思

うのです。この点はどうしてこの立案に対する基準的な原則の中にまずうたうことができなかつたのか。一応男女平等の点は修正をされましたが、どうしてこれが入れられなかつたのか、その経過と考え方をお聞きしたいと思う。大臣、ひとつ。

○國務大臣（塚原俊郎君） これは勤労婦人の基本法ともいるべきものでありますので、やや努力目標だけに終始したという御批判があることを私はよく承知いたしております。それから男女平等の思想に立つておることは、これは先ほどから何回もお答えしたところでありますし、特に政府の段階における修正も、皆さんの方の御意見——各党一致でこの問題も修正がきまつたわけでありますので、男女の性別という、それからあくまで平等というこの方針は貫いておるわけであります。その他各条についていろいろ御不満の点御批判の点があることは私も十分承知いたしております。しかし基本法としての考え方から、まあ婦人局を中心として、これだけのものがつくられたということは、私は皆さんの御努力を多とするものであります。

○高山恒雄君 そこでですね、やはり基本法なるがゆえにこそ、私はたとえは育児の休暇、これは最高、最低という期間があるんです。これは見のがすことのできない重要な問題です。さらに育児休暇中における賃金や俸給の取り扱い、出産に対する、それを理由としての解雇の禁止、これは先ほど柏原先生からも御質問がありましたように、労働基準法の六十五条、六十六条に基づく脱法として許されないということで婦人が提訴しておったことが章程として現実に法律で出ております。こういうことは法律で解決をつけなくちやならないような重要な問題であるためにこそ、この憲法にうたわれておる平等の精神と母性保護という重要な課題を骨組みにしなければならぬ、こういうふうに私は考えます。なおまた、育児休暇後における前職の復職保証、これはもともと婦人には大事な点だと思うのですね。何としても、男性より

も婦人のほうが私は職場においては十分な発言もできぬし、弱いと思うのですよ。こういう点こそ、ここ的基本法ともいべき新しいこの法案になぜ盛り込まなかつたのか。

なお、動続の問題ですが、休憩後の継続の取り扱い、これは労働協約でやればいいというようなことも言えるだらうと思うのですけれども、婦人の立場からみれば、私はやはり指導理念の大きな課題の一つとして入れるべきだ、こう思うのです。

なおもう一つは、この授乳、世話を要する特別の休憩時間を与える、これはなかなか、言うはやしで、やらないと思うのですよ。それで、やらないことをやさすような方向に持っていくのが私は今度の福祉法だと、こう考えるのです。こういう問題をほんとうに入れておかない、明記していないといふことから、あまりにもこの訓示法そのものが一そく、やらぬでもいいんじゃないかといふ、石本委員が言われたような解釈が成り立わけないといふことです。これは非常に残念なことだと私は思ひました。こういう基本的なものも田中委員が言われました。こういう基本的なものは憲法で保障されている、あるいは母性保護との批判を逆に受けたのじゃないかといふ、これも田中委員が言われました。これは非常に残念なことだと思ひます。

ことは、労働者に対するこれは一つの訓示ですわね。労働者がそうつとめなくちやいかぬ。したがつて、先ほど私が申しましたような基本的な理念が挿入されておつて、そうして労働者自身もこうしなくてはいけませんよといつ一つの基本原則が、労働者に責任を負わすという点は、これならまだいいと思うのですね。そういう問題が非常にこれは抜けているということについては、私は逆にこの前文から申しますと、何だい、女性なるがゆえに特別の保護をするということはおかしいじやないかという批判が出かねない。私が言つた、この六つの問題が挿入されて初めて母性というものに対する国民の理解、あるいはまた経営をなす現地にいる職場監督者の理解がそこで初めて生まれてくる、これが抜けているということは非常に私は残念だと思いますが、これはまあ局長、今後直接取り扱う場合の、施行にあたってはやられるわけですが、どうして労働省としてこれを強く挿入するに努力されるのがそんなにむずかしかったのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(高橋辰子君) あるいは御質問の趣旨

を十分に理解し得なかつた点があるかと思いますけれども、一つには基本理念という点であつたかと思ひますし、もう一つはそれを具体化してはつきりともと書くべきことがあるのではないか、そういう指導の中にこそ、今度の法案に書いてござりますように、たとえば今度の第二条ですか、「しかも性別により差別されることなくその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むことができるよう配慮されるものとする。」——あくまでもこれは配慮ですから、だからこういうものを入れて、まだ配慮といふことであるならば、私は労働省の基本的なものとしてはまだだいいじやないか。あるいは三条の「勤労婦人は、勤労に従事する者としての自覚を持ち、みずからすすんで、その能力を開発し、これを職業生活において発揮するよう努めなければならない。」といふ

いまして、そのためにこの二条をこのように設け

るにつきましては、審議会で非常に念入りな御審

議を願つて、勤労婦人の特質はこのような二点を

この育児休業という概念の中に当然に入つて

いると私どもは考えております。

○高山恒雄君 こういう法律ができますと、労働

省の担当者の方だけがこれを適用して指導される

のじゃないのです。日本の全労働者がこれをよく

熟読して、そうして自分達に与えられた権利を主

張して、組合ならば労使で協議をして、そうして

初めてこれは実現に移るわけです。最も大事なこ

とは、第二条に「勤労婦人が職業生活と家庭生活

との調和を図り」と、こうしてありますね。これ

は、言うはやすくしてなかなかむずかしいこと

と思つております。

それから第二点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ることが必要であつたのではないかといふ点でござりますが、まあこれ也非常にむずかしい問題と

思つております。

それから第三点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ることが必要であつたのではないかといふ点でござりますが、まあこれ也非常にむずかしい問題と

思つております。

それから第四点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ることが必要であつたのではないかといふ点でござりますが、まあこれ也非常にむずかしい問題と

思つております。

それから第五点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ることが必要であつたのではないかといふ点でござりますが、まあこれ也非常にむずかしい問題と

思つております。

それから第六点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ることが必要であつたのではないかといふ点でござりますが、まあこれ也非常にむずかしい問題と

思つております。

それから第七点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第八点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第九点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十一点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十二点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十三点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十四点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十五点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十六点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十七点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十八点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第十九点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十一点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十二点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十三点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十四点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十五点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十六点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十七点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十八点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第二十九点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十一点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十二点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十三点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十四点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十五点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十六点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十七点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十八点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第三十九点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十一点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十二点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十三点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十四点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十五点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十六点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十七点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十八点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第四十九点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第五十点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第五十一点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第五十二点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第五十三点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第五十四点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第五十五点と申しますが、先生お尋ねの育児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第五十六点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

それから第五十七点と申しますが、先生お尋ねの育

児休業の措置等についてもと詳細に規定を設け

ること

思つております。

&lt;p

それじや次に私は移りたいと思ひますが、家庭生活と職業生活との調和をはかるということになつておりますが、これは単なる教育的な私は問題で終わつちやうのじやないかといふような感がするんですよ。労働者としては、その調和といふうなものを、一体具体的には、ただ教育あるいは一つの、まあ何ですか、地方自治体に対する指導等によって解決がつくものじやないと思うのですよ。この点は何か具体策があるのか、あつたらひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(高橋辰子君) おことばのとおり、職業生活と家庭生活との調和ということは非常にむずかしい問題であると思います。しかし、やはりその調和をはかるということを目標としまして施策というものを進めてまいらなければならぬと、非常にこれはそういう意味で大きな目標であり、課題であると思っております。この法律案の中で特にこの家庭生活との調和という点について何ができるかというお尋ねであるかと思いますが、もちろん、この法律案全体を通じてそのことは基盤となつて考えられておるところでございますが、たとえて申し上げますれば、やはり啓発活動という場合にも、啓発活動の中核といたしましては、その家庭生活との調和ということについての国民全体の関心ということを深めていくといふことが中核になつてしまりますわけでございまし、その他、たとえば先ほど来御質問のございました育児休業といったことは、これは婦人がその長い職業生活の中で家庭生活との調和をはかつていくというために今回新たに法律の中に設けましたところの制度でございますし、また、育児に関しては、事業主は育児休業以外についてもその配慮をするようを要請いたしておりますのも、この調和のための一助といたしたいという考え方でございます。あるいは十二条、十三条等に特に地方公共団体がいろいろなサービスをするとの規定がございますが、ここでもやはりその調和の促進のために相談に応する、講習をする、あるいは具体的なサービスをしていくということをうたつて

か労働省にあるのか、監督は一体どこがするのか。ということをお聞きしたいのですが、私はなにごとを強く主張するかと申しますと、最近のいろいろな災害を見ますと、非常に大きな問題があるんですね。これは、もちろん、労働省はいまの事業団から金を出して大いにそれをつくりなさいといふことをやっていますわね。これはつくるのはいいが、一体その監督と設備の基準、どういうところに置いておるのか、こういう点があまり明確でないと思うんですよ、工場内にあるのは。先ほどもそういう意見が出ておりましたように、人手が足らないときには、もうかりの保育所をつくってでもやる、こういう行き方があるわけですね。最近のような建築材を使つておりますと、急速な災害延焼が起りますから、災害が起らぬとも限りません。私は、何としてもこれは厚生省でやつぱり基準をつくつて——監督は労働省がやつてもいいですよ——厚生省がやつてもいいです。これとともに連絡をとつて、どちらかにひとつ責任を持たす必要があるんじゃないいか。問題が起つてからででもうだめだと思うんですね。いまの労働省と厚生省の関係、ひとつ答えてください。

でその監督ということには責任をおとりになること、このようなお立場をとつていらっしゃると理解をしております。

ふうに考えております。

○高山恒男君 それに厚生省の言わざるとおりだと思うんですよ。そこで、厚生省でもいいですが、労働省でもいいですがね、一体、工場内にある託

児所の実態調査をなされたことがありますか。あつ

れによりますと、無認可保育施設というものを調べたわけでございますけれども、その中に事業所内の集団保育施設というものが四百四十一カ所というふうになつておるわけでございます。これは四十四年の五月現在でございます。

保育の向上をはかるために設備の増設をしたいといふようなときには、年金福社事業団等の融資を貸し付けまして施設の充実をはかるよう指導いたしております。

の調査の結果出ましたパーセンテージを復元したところの推移を示します。

○小笠原貞子君ももう一つ、最後に。関連ですか  
らやめますけれども、いま高山先生御心配になつ

ていらっしゃる、私もたいへん心配しています無

認可保育の問題は、いっても厚生省はいらないままでお願いしていたわけですがけれども、少なくなく

新編和琴抄

○政府委員(高橋辰子君) 労働省のほうからお答え申し上げますと、企業内託児施設の設置の有無

というような点での調査を全国的にいたしておる  
のがございます。それからまた、これは全国的と  
は申し上げられませんが、訪問調査という形で各  
府県で数ヵ所ずつ的企业内託児施設の実態を、こ  
れは運営の実態等を調査したものでござります  
が、これもござります。

○政府委員(高橋辰子君) その施設の設置の有無はいつの調査ですか。

につきましては、これは四十三年の調査か一番新しいものとなつております。それからまた、ただいま昨年実施いたしました調査を集計中でござります。

○高山恒男君 その四十三年のは幾らぐらいあります。

○政府委員(高橋辰子君) そのときのは、これは  
一ページでございますが、総数でいいま  
せん。

と、三十人以上の事業所のうち一・六%がこの種の施設を持つてゐるという結果が出ております。

指摘いたしましたとおもふて、運営の実態等を主として、どこに問題があるかといふことになります。それからもう一つの調査は、これは運営の実態等を主として、どこに問題があるかといふことになります。

意味で調べたものでございまして、これは昭和十五年に調査いたして、いるところでござります。

○説明員(岩佐キクイ君) 厚生省におきましては、四十四年五月に行政調査をいたしまして、こ

方、その需要といいますか、これをどうしても必要とする婦人も非常に多いわけでござりますから、やはり企業内託児施設を排除するというような方向ではなくて、そのレベルアップをはかると相談の上、そのレベルアップのために善処してまいりたいと思ひます。

○高山恒雄君 いま関連で御質問頼ったとおりと思ふんですが、大臣、この問題、ひとつ私も希望意見を申し上げて大臣の所見を聞きたいと思うのです。先ほど申しますように、労働省は四十三年の調査で、いま四十七年度をやつていると、こういうことです。さらに厚生省は四十四年の五月やられた、こういうことです。しかも厚生省は、無認可が四百四十一ヶ所もあるんだと、さらに危険が二千五百カ所の中に一・六%ですか、これだけあるということですね。これでは私は保育園の基準的なものをどこが一体監督をしてやるのかといふことが明らかになつていらないと思うのですね。それはあくまでも厚生省だらうと、こう私は思つておつたんですが、なかなか厚生省ですらやはりこの無認可……、あるいは労働省はどんどん雇用促進事業団を通じて保育園をつくらす。そうすると、あとは今度は無認可でやつて、るものもある。あるいは先ほどの例のように、全くの保母としての資格のない人にお預けしておるというところもある。このくらい今日の時代に無責任なことは私ではないと思うんですよ。これは一体事業団が保育園をつくるのに金を貸したり——全然とぼけるわけにいかないでしょから、これは労働省なら労働省が監督をする、それ以外の工場内の保育園は全部厚生省が監督をするとか、あるいは明らかに監督範囲内というものをやっておかないと、非常な事態が起つてから問題にしてしまふだとうんですね。この点はひとつ大臣、厚生大臣と十分のお話し合いをしていただいて、早急に私は確立をする必要があると思うんですが、大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣（塚原俊郎君） 保育所、それから託児所の問題は、きわめてきまかい問題であります。するだけに、非常に大事な問題だと私は思います。確かに今まで不備な点があつたことは各委員会等におきましても御指摘を受けたわけでありまするが、いまその監督の権限の問題でありまするが、私は決してセクショナリズムにこだわるわけではありませんが、いまおっしゃつた高山委員の御意見は一つの私は案だらうと思います。二元的になるという批判があるかもしれません、少なくとも労働省として雇用促進の関係でやるのは私の監督にあるわけでありますから、これは労働省が見るということも一つの考え方でしよう。しかし、おまえのはうはこれをやれ、おれのはうはこれをやるという形でそこに意思の疎通を失いたら何にもなりませんので、これはひとつ厚生大臣とともに私も打合させてみたいと思います。それは一つの考え方だと思います。二元的なものにならぬで、しかも二元的なものであつて一元的なものでなければ実効をあらわさない、このよう思います。

的規模の小さいと申しましようか、小規模のものが多いようでございましたので、従来からの保育所の設置認可基準によりますと、定員を六十名以上ということで指導してまいりておるところでござりますけれども、特に無認可保育所解消対策といたしましては、小規模の三十人のものをも保育所に認可することを一つの対策として打ち出しますが、民間につきましては、社会福祉法人になるような指導もいたしておるわけでございまして、その点、いろいろと法人化の促進をはかりますために、私どものほうでも、また都道府県におきましても、たとえば設備が不足しておるために指定基準に満たないという場合には、何年かは、これに対しまして貸し付け金を貸しておるところもございますし、厚生省におきましては、四十四年度から、法人になることを前提といたしまして設備費の国庫補助も行ないまして、認可保育所になるよう指導はいたしておりますわけでございます。

そういうふうにひとつ御相談しておいてください。  
それから、これは婦人少年局にお聞きするんですが、各県に婦人少年局の相談施設というのがござりますね。これは各県にあるわけでしょう。そこで各県で協助員というのを設けておられるんですよ。この協助員というのは一体どういうことをしておられるのか。これには手当が出ておるのか、どの範囲内調査に必要とする協助員なのか。何か指導のための協助員なのか。その点、もっと内訳をはつきりしておいてください。

○政府委員(高橋辰子君) お尋ねの件は婦人少年室のことであり、またその婦人少年室協助員のことであるかと思います。

婦人少年室はお尋ねのとおり各都道府県にございます。これは国の直接の出先機関でござります。地方における婦人少年行政の第一線機関といたしまして、国の行政方針を地方に伝達普及する役割りと、また触覚的な役割りを持ちまして、地方の問題点、実情を把握いたしまして中央における施策に逆に反映させる、そういう役割りを持つ機関でござります。したがいまして、婦人少年室の業務は調査、啓蒙というものが非常に大きなウエイトを占めているわけでござります。

この婦人少年室の機構というものが必ずしも十分に大きいくはございませんので、私どもといだしましては、その婦人少年室の仕事につきまして民間有識者の協力を得てその婦人少年行政の浸透をはかる、こういふシステムを採用しているわけですがございまして、それが婦人少年室協助員、こういう制度でござります。したがいまして、この婦人少年室協助員は民間の有識者のボランティア的な活動ということを期待をしてお願いをしている次第でございまして、おもな仕事といたしましては、その各婦人少年室における行政の方針を地域にまで浸透させるという役割りと、それから具体的にその地域の方々のいろいろなケースの相談に応じます。そのような相談業務の役割りを持っておりま

なお、この協助員は全国で三千人の理解者になつてしましましたので、特に四十五年度からは新たに特別協助員制度というものを設けまして、各県二名程度でございますが、この方々には特に婦人及び年少者に特殊な労働問題についての専門的な御相談をしていただくというようなインテンシブなサービスをお願いする、こういうような制度を設けております。で、お尋ねの手当でござりますが、一般的の協助員、これはちょっとお恥ずかしいようなことでございますが、年間に、手当と申しますか名刺代のようなものでございますが、一千円を差し上げております。これはまあボランティア活動ということに、非常に、何といいますか、その御好意、善意にたよつてることで、たまにへんにお恥ずかしいような感じでもござりますが、しかし、非常に地方で熱意のある方々の御参加を得ておられます。なお、特別協助員のほうは、これは非常にインテンシブな相談業務をお願いいたしますので、月額でおおむね一万二千円程度の手当を支給する、このように相なっております。

私は、やつておられるこの仕事を見ますと、結果的には、大きい予算というのは、現在、「働く婦人の家設置費補助」、これに大きく取られております。そうすると、あとは「その他」の中で「婦人労働基本調査」「特定業種における婦人労働者の災害実態調査」「婦人週間の開催」「婦人労働及び婦人関係啓発活動資料の作成」とか、もうほんと資料の程度ですね。これがどのくらいかというと、大体一千八百三十二万三千円です。ほんとうに安いんですね。だから、いま何をやろうとされても、この経費では何もできないと私は思うんです。したがって、私は、基本法に触れますけれども、なぜ婦人でできないことをこの基本法に盛らないのか。予算も十分な獲得はできない。そうして一方においてはほんと調査費で終わつておる。「婦人の日」とか、そういう行事費に終わつておる。これではどんな法律をつくつても私はほんとうによくならないということを心配をするんですが、まあ、大臣もこの予算をお組みになつたときには強い主張をされたわけでもないでしよう、大臣のときでなかつたと思いますから。したがつて、全体を見まして、私は、これではいま一番ひすみとなつておる婦人対策にはあまりにも少額だと思う。もっと行動面における問題を考えいくならば、たとえて申しますなら沖縄ですよ。これは百万人単位の人口に対して五人の人を制定されましたね。私も沖縄北対の問題のときに国会で問題にしました。五人ですよ、これ。ところが、これを見ますと、売春法の婦人の今後の処理問題等についてどうするかという対策をやはり立てておられました。「いわゆる売春婦の転落原因と更生に関する調査の実施」、これも調査だけですよ。懇談会開催といいましても、この予算が二百三万六千円。だから、中央から行つて指導をすることもできないんじゃないのか。ところが、沖縄には売春婦は六千人からおるということが事実として国会で問題に伺もなつております。それも一つの目安人員であつて、実際には一万人以上おるんじゃないのかと

いわれております。こういう予算では、実際問題果的には作文だけに終わって、しかも、その作文念的にも、せっかくここに出していくたんだですから、先ほど言つたような問題を今後の実施面においてやつてもらうことにして、予算措置も十分考えて、ただいてやつていただきなくちゃならないのじゃないかということを私は強く感ずるわけです。まず、この点、どうお考えになるかお聞かせ願いたい。

○國務大臣（塚原俊郎君） 四十七年度予算編成の際には私は党役員としておりましたので、労働省にはおりませんでした。だからといって決して逃げるわけではございません。四十七年度予算には、党の考え方を盛り込むため大蔵当局との最後の折衝等徹夜で行なつた一人でありますけれども、このたゞいま御審議を願っております勤労婦人福祉法案につきましては、私も労働大臣に就任いたしまして最初に報告を受けましたときに、やはり裏づけとなるべき予算の問題について大きな疑惑を持ったことは事実であります。これは皆さん御承知でございましょうが、大体、通常国会における予算の提出は二月十五日までを予算関連法案、三月十五日までを予算関係外の法案といふふうに分けまして、それ以後の法案はあまり国会には出さない。しかし、各党協議の上成案を得たまゝのはこれはやるというたまえになつておりますることはここ数年間の慣例であります。この勤労婦人福祉法案はその後者に属するものであります。してこれが通過いたしましたならば、四十八年度予算におきましては、各方面からの御意見もあり、私自身足らざる点をたくさん感じておりますが、やはりございません。ですから、御審議を願いましてこれが通過いたしましたならば、四十八年度

○高山恒雄君 それじゃ最後にお聞きしたいんで  
すが、  
〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕  
先ほど発表なされた指導員の細部におけるところ  
の協助員ですか、これは特に今度お設けになつ  
たという方ですね。これをもつと私はふやして、  
中央からやつぱり地域別のスケジュールを組ん  
で、そうして徹底的な一べん指導をするんだ、そ  
の上に立ってこの指導員にもある程度のまた俸給  
は、先ほど一万何ぼと言つておられましたか  
一万二千円ですか、と言つておられましたのは、  
私はこの予算をもつとふやして、この指導員を  
やつぱり徹底させる。なお、この従来からの協助  
員、いわゆる地方の名士だらうと思いますが、こ  
こら辺、調査機関だけにしか使ってないんじやな  
いですか、今まで。これでは私はたいした助言  
はできないと思うんですよ。だから、やつぱりもつ  
とやらしてもららうならば、その人も含めた新しい  
ケースの指導員というものの、いわゆる協助員と  
いうものの強化をはかる必要がある。それがなけ  
れば、これも予算に関連しますけれども、しかし、  
婦人局としては少なくともそれをやつぱり強く出  
してもららう必要があるんじやないかと思うんだ  
が、局長自体、今後のいろいろな指導をするとおつ  
しやっていますけれども、具体的な考え方ととい  
うのはどういう指導をされようとするのか。先ほど  
も申しましたように、沖縄の一つの例を申し上げ  
ましたが、これは調査と指導するといいますけれ  
ども、百万単位の宮崎県が五人だつたら沖縄も五  
人ですよ。これは最も緊急を要するわけですね。  
そういう場合にはやっぱり少なくとも増員をはか  
るとか、あるいはだから援助を頼うとか、緊急の  
場合があると思うんですね。そういうものをどう  
いうふうにお考えになつてゐるのか、お聞かせ願

○政府委員(高橋辰子君) 協助員の問題、あるいは婦人少年室の体制の問題等、行政を進めていく上の私どもの組織の弱体である点についての御指摘であろいかと思ひます。私どもいたしましたのは、この法案が成立を見ました上は、この法案の趣旨の普及、PRと申しましようか、それがまず第一に非常に重要なことであると思ひますので、それを鏡意行なわなくてはならない。また九条、十条、十一条といった特に事業主の配慮を要請している規定につきましては、その実効をあげるためにこれは綿密な指導というものが行なわれなければならないと思ひます。そういうことのためにもやはり私どもの行政機関としての機能というものを強化するということは非常に必要なことであると考えております。

〔理事 大橋和孝君退席、委員長着席〕

で、具体的には協助制度というものの、これも地域の実情に対しましての正確な把握を行なうといふのが従来の任務でございましたし、また個々のケースについての相談を行なうといふのが役割りでございまして、その性格といたしましては、非常勤の国家公務員であり、民間の有識者の御協力力をいただいているというのがたてまえでございまして、この人たちを実際の行政面での指導に当たらせることが可能であるかどうか、これはまだ検討を要することではございますが、しかし、この法律の趣旨の普及徹底等には、こういう民間の方々の御助力というものが非常に大きいものであると思ひますので、御趣旨の方向に沿いまして努力してまいりたいと、このように考えます。

○高山恒雄君 最後にしますが、特に今度第二章を設けまして、この第六条で、労働大臣は勤労婦人の福祉に関する施策の基本となるべきものをことからおつくりになるわけですね。これが大事なんですよ。生きてくるのはこれだけですね、この中で。これをどうおつくりになるのか私はお尋ねいたしませんけれども、これをやっぱりここにおいてになつてある問題をほんとうに具体的に掘りあげになつてある問題をほんとうに具体的に掘り

てはやつていただくなきの指針の提案を私はやつぱり局としてはやつていただくなき必要があるんじやないか。そのためには、先ほどおつしやつたように、発表されて局長もお笑いになつております千円という問題なんかは、こらでもう解消すべきじやございませんかね。いまごろ、人にお世話になつておつて千円やつているといつたら人は笑いますよ。そんな社会じやないですよ、いまの日本は、近代社会は。こういう問題もひとつ大臣に御相談願つて、これはやつぱり婦人局が積極的にやらなくちやいかぬと思うんですね。私は、先ほども採用の問題が出ましたか、やつぱり官庁も男女の比率是非常に女性が少ないですから、この原則があるようだいて、私は大臣の協力を求めてやつぱり婦人局がやらなければこれはよくならないと思うんです、調査だけじゃなくて。この予算を見ますと、ほとんど調査とか行事とか、そういうものに使われておりますが、もつと行動的なもの、あるいは指導的なもの、それをひとつやつていただきよう、また、大臣はこの点についてこの法案に基づいて特別の配慮を今後の施策に対してやつていただきことを希望として申し上げ、お考え方をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

ンスということもあるかもしれません。千円では、いかにボランティア精神といながら、これほども世の中の批判を十分受ける問題であると思いまますので、それは一つの問題かもしれません。でもと大きな観点からひとつ婦人の地位向上、労婦人のための施策というものを今後推進していく決意であります。

○高山恒雄君 終わりります。

○小笠原貞子君 いまかかっております勤労婦人福祉法案が出されると、う話が聞こえましたときには、私は、びっくりするほど各職場の婦人からいろいろな問い合わせが参りました。まだ骨子がやつと出たかないかぐらいのときから、各職場で学習会を持ったり、そして労働基準法と今度の勤労婦人福祉法との関係は一体どうなんだろうかと、この法律によって私たちの生活は一体ほんとうに福祉的になって向上するのだろうか、というような集会がずいぶん持たれました。私は、その方々からいろいろな御意見を伺つたり、問い合わせを聞きながら、ほんとうにいま働く婦人たちの生き方というものが真剣な問題なんだということを考えさせられたわけでござります。けさ方からの大臣の答弁の中でも、労働力の三分の一からが婦人である、その婦人たちがいまや大きな社会的な貢献を果たしているということをお認めいただいての御発言でございましたけれども、その方々がいまたいへんな苦労の中でその職場を守り、女として、人間としての自分の成長を遂げたい、という努力をしているわけなんです。そういう人たちがいろいろな学習会を開いたり、また基本的な方針だけではなくて、法案として出されたものをずっと読んだときに、いろいろな意見が上がつてしましました。それも、私が申し上げるまでもなく、そちらでも御承知のとおり、非常に抽象的過ぎる、美しいことばで、いかにもすぐよくなるようだけれども罰則規定もないし、というようなことで、非常にころもたよりないという意見がございましたし、また、働く婦人労働者にとって、当面の要求として

婦人に対する保護の問題なんかももつと適用して守ってもらえるところがさっぱり守ってもらえないで、そして守りなさいという指導をしても、それを無視するというような事業所やなんかが多い場合に、一体これではたしてどういうふうに私たちを守ってしあわせにしてくれるんだろうか、私たちの願っていることとやっぱりだいぶ離れているんじゃないかというような、期待を持ちながらも不満とか批判と、いうようなものが非常に多かったわけなんです。大臣も先ほどから、この法律はベストではないけれどもベターである、こういうことをおっしゃいました。私も、いまべストのものがすぐできるとは思いません、いろいろな関係で。しかし、よりベターなものであるとおっしゃった。そのベターであるというものは、具体的にいって、この法案が成立した暁には、こういうふうな点がこういうふうにやりやすくなると、こういうふうに婦人労働者は守られるんだといふような具体的な何かを考えいらっしゃらなければ、ただ婦人少年局を中心にして一つの法律をつくつた、これは非常に御苦労で、そのことは多とするということだけで、法律ができたからということでは、これは何にもならないと思う。この法律が真に働く婦人の立場に立つてこそ初めてそれが生きるものであるとするならば、ベストではないけれどもベターであると言われたそのベターであるというのは、具体的にはどういうベターを予想してそういうふうに評価なさつて御発言なさつていらっしゃるが、その辺をまずお伺いしたいと思ひます。

たしました。また、私個人に対しましてもいろいろな方々から疑問の点や御不満の点、御批判の点も私自身もすいぶんちようだいいたしております。それから、衆参両院における、社労といわす、その他の委員会においても、この種の問題についての御質問もちようだいいたしまして、私としては私なりに問題のあることはよく承知いたしております。労働大臣としては当を得ないことばであるかもしれません、ベストではないがベターと言つた、それから確かに婦人局を中心としてこの立法作業に当たられた方の御苦労を多とする、私はこれはそのとおりに繰り返して申し上げます。しかば、ベターのものは何であるかという御質問でありまするが、予算の裏づけがございませんので、先ほど申しました三億未満のものでは、やろうと思つてもこれは何もできません。ですから、そのいわゆる裏づけとなるものは、どうしても四十八年度の予算によつてこれを実施をしなければなりません。しかも、今日、じや何をやれるか、一つの訓示規定にすぎないではないかとおつしやるかもしません。しかし、少なくとも法律というものの、これが通過いたしますれば、これで法律となつて日本じゅうの方々になじんでいただかなければなりません。たくさん先ほどから問題がありましたたが、たとえば育児休業という問題一つとらえてみましても、法律で育児休業というものをうたつたのはこれが初めてじゃないか。しかも、有給も無給もないじゃないかといふ御批判ございます。これは全体を対象にして、零細企業もある、また労使間の話し合いで云々ということも申し上げましたけれども、いまの例で、何だそれだけかと言われるかもしれません。しかし、ほかにたくさんあるの問題をあげれば、やはり前向きのものはかなりあるわけであります。それで、今まで労働省とのおりでありまするが、ことに勤労婦人に対しましては、この法律というものがあれば行政指導

をする面においてもベターな面があり、より推進できることを私は確信をいたしております。いや、具体的にたとえば結婚による退職、あるいは先ほどから問題になつておるようなたくさんの問題が具体的に一つもあらわれていないじゃないかといふ御批判は、それはまことに私はいたします。しかし、裏づけとなるものはひとつ四十八年度の予算、それから皆さん方のいろんな御意見というものを体しまして、今後、婦人少年問題審議会におばかりするともあるでしょう。労働基準法研究会の御研究、それもあるでしょう。労働省自体の考え方もあります。こういったものを持ちえながら、今後の対策に、それこそおしかりを受けないようなオールマイティーのものはできないと思いますが、勤労婦人というものがいま非常に大事なウエート、大きなウエートを占めているときであります。決してかり出しではありませんから、先ほども申しておりますように、働くか家庭にとどまるか、それは御婦人の主体性によつてきまるものでありますから、そういうことを考慮しながら、ひとつおしかりのないように最善の努力をいたします。

○小笠原貞子君 たいへんりつばな御決意で取り組まれることだと、発言をすなおに受け取りたいと思います。予算がなければ何もできませんし、また、いろいろ調査、指導するにしても、全くいまの体制では心もとないわけでござりますので、どうぞいまの立場で、今後婦人の福祉のために御奮闘をいただきたいと思います。

次に、それでは具体的な問題について伺つていただきたいと思います。婦人少年局でまとめられました昭和四十五年「女子保護の概況」というのを見せていただいたわけなんですねけれども、ここに非常に大きな問題点がたくさん出ていました。きょうは、大臣、何か御氣分悪そうだから簡単に、私、済ましていきたいと思いますんですけれども……。

○国務大臣（塚原俊郎君） だいじょうぶですか、

○小笠原貞子君　だいじょうぶですか。  
先ほどから申されましたけれども、産前、産後の休暇の問題ですね。この産前、産後の休暇、一人平均どれくらい取られているかということの表を見ますと、昭和三十年には四十四日、四十五年には四十六・一日、こういう数字でござります。それから、妊娠して軽作業に転換した割合、これは三十年が一・一・一で四十五年が一・三と全く横ばいの状態でございます。それから、育児時間と請求して取れる割合というのを見ますと、昭和三十年には四十六・八という数字が出ておりますけれども、四十五年になりますと一八・〇と、まさに約三分の一というようないへんひどい数字が出てまいります。また、「産業別、規模別にみた生理休暇請求状況」というのを調べてみると、三十年と四十五年の生休を取っている割合というのが同じ数でございます。こういうふうに見てみると、三十年から四十五年でございますから、十五年という年月の中で国民総生産——GNPといふのは非常な上がり方をしていて、そういう中で婦人の労働者は比重が大きくなりられていくと言っているのに、母性保護の立場から見たときに、あるいは軽作業に移るのが十五年横ばいだとか、それから今度は産前、産後の休暇をとるのがほとんど変わらないとか、育児休暇に至っては三分の一くらいに落ち込んでいるというような状態、おたくのほうの調査で出ているのを見ますと、これはやっぱり母性保護の立場から非常に重要な問題だと思うんです。こういうような状態が起きてきたのは一体どういう原因からだと、うふうにお考えになるだらうか。その原因と考えられるものは何か。そこをお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋辰子君)　御指摘の「女子保護の概況」、私どもの調査の概況でございますが、これによりますと、産前休業につきましては、これは先生の御指摘のよう、昭和三十年が三十三・四日でありましたのが逐年長くなる傾向でございまして、四十五年には三十六・一日となつております。産後休業につきましても、これは四十四・

○日から四十六・一日と、ここは長くなっている  
ようでござります。

○小笠原貞子君 わずかね。

○政府委員(高橋辰子君) なお、この産前休業といいますのは、これは死産も含むわけでございま  
す。したがいまして、予定日よりも六週間前から  
産前休業を請求することができるわけでございま  
すが、それは通常産の場合でございまして、死産  
とか異常産の場合は、何といいますか、急にお産  
になってしまふというようなこともあるわけでし  
て、したがいまして、この産前につきましては法  
定の請求できる休業日数よりも短いというのが通  
例であるよう見られます。

それから、軽易業務への転換者の割合あるいは  
生理休暇請求状況などはほぼ横ばいでございま  
す。

育児時間請求者の割合がかなり顕著に減少いた  
しているわけでござります。私どものこの調査で  
は、それがなぜかといふ理由はつまびらか  
にできないわけでござりますが、まあ推定いたし  
ますと、一つには、やはりまあ人工栄養の発達で  
あるとか、あるいは保育所の整備発達等によりま  
して、あるいは大都市における交通難のこと等も  
ございまして、働く婦人が授乳のために保育時間  
を取るということが減つてしまつてると、そ  
ういうふうなことが大きな原因ではないかと考え  
おります。

○小笠原貞子君 確かにいま言われたのも一つの  
原因だと思ひますけれども、やっぱり私たちが接  
しております働く婦人なんかと話をしてその実情  
を聞いてみますと、非常にいわゆる資本家的な合  
理化といいますか、合理化が非常にきびしくなつ  
てきた。この前も予算委員会で私が質問しました  
ように、生理休暇が無給になつてしまふというよ  
うなことで、経済的な問題から取りにくくなる。  
また、人員が非常に少ないから、生理休暇で休め  
ば仲間に迷惑がかかるというので無理して出てい  
くとかというような、そういうような合理化の中  
から、母体保護、母性保護の立場から非常に大き

なこういう心配すべき問題点が出てきていると、うことを、やっぱり大きな原因として考えて、だかなきやならないんじやないかと思います。それからまた、権利についての知識というのが決して十分ではございません。生理休暇といふの、が取れるということも知らないというような、小さい企業の中の労働者の場合にはおりました。そういう権利についての知識がないといふなことについては、労働省としての責任も私は大きなものではないかといふうに考えるわけなんですね。また、田中委員から午前中ありましたけれども、東商の婦人の生理休暇を不要だとか過保護だとかいうようなああいう考え方といふのは、一日も早く大宣伝されまして、幸いきょうは労働大臣があの考え方は正しくはないといふような御発言がありましたけれども、やはりそういうようないろいろな点で、いま働く婦人たちが苦しい中でこういうふうに産前産後の休暇も、まあ伸びたといつてももうわずかな伸び、あるいは育児休暇が減っているというようなことも、それは粉ミルクといふようなこともあるかと思いますけれども、一番大きな問題は、その授乳というのを働く婦人の時間が取れないというような問題から来ているというわけなんです。そういうことから私いろいろ考えまして、やっぱりたくさんしてもらいたいことはあるけれども、まず最初の段階として、婦人にとっては母性保護の立場からこういうようなあなたたは保護されるということ、先ほども田中委員が言われましたけれども、保護されるということは、社会的に子孫を生み民族を生み育てる母性としての権利なんだということ、非常に初期の段階の問題だけれども、婦人に対して、こういうあなたには権利がありますよと、これは権利を乱用するのではなくて、正しく使うといふいう立場に立つての婦人の権利はこういうものがありますといふようなものを、今度の法案の中にもありますけれど

業安定所だとかというようなところにも、こういふ婦人の立場の権利と、いうようなものを、まあ大きな組織のところはいろいろ組合での話も聞きますけれども、新しく就職される方とか、職業安定所だとかというようなところにも、こういふ婦人の立場の権利と、いうようなものを、まあ簡単にできましたと、これを要求して、そういうことを考えていただきたいなあと、こうして職場と家庭とを両立させながらいい子孫を生み育てるというような、そういう立場の啓蒙宣伝ということを考えていただきたいたいなあと、こういうふうに考えるわけなんですねけれども、そういうことは決してむずかしいことでもないし、予算としても非常にわざかな予算で済むと思うし、大事なことだと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えていただけるでしょうか。

うのを非常にたくさん活用してやつております。たとえば近時問題になつておりますパートタイムの仕事は労働法上どのように保護されているかというようなことにつきまして、私どもはここ数年リー  
フレットをつくりまして、まあ御指摘のように、職安の窓口などにそれを置きましたし、広くパートタイマーにならうとする婦人の方々、あるいは事業主の方々の理解を求めるように努力しておりますところでございます。また、今回のこの御審議いただいております勤労婦人福祉法も、その制定の上は、何よりもまず実効をあげるために法の趣旨の普及ということが求められるわけでございまして、そのための広報資料の作成とか、その他の会合等を通じての啓発活動に力を注いでまいりたいと考えております。

○小笠原貞子君 じゃ具体的に婦人の権利がほんとうに届かないところに届くような、そういうような具体的な措置を御検討いただきたいと思います。

○國務大臣(塚原俊郎君) ございます。

○小笠原貞子君 それじゃわかつていただけると思いますけれども、たいへんなものなんです。私もラッシュの国電だと私鉄だと電車にお乗りになつたことありますから、たびは二足持つてこないとい、もう国会に参りますまでの間にたびの甲がまつ黒になつてしまふのです。私などは太ってますから、ちょっと柱にぶつかっても弾力性がありまつし大きいから何とか持ちこたえられますけれども、私たち、ほんとうに妊娠の方からお話を聞いて、これはどうしてもきょう何とかしていただきたいと思って具体的な問題として取り上げたわけなんです。私、その話を聞いたときに、もうほんとうに悲しくなつて、聞いただけじゃあだから、ひとつプリントにして皆さんに宣伝したはうがいいし、私のところにも資料くださいといふので、書いていただきました。これは全税関の婦

「夏の暑さと共につわりの時期も何とかさぎて、お腹の子も五ヶ月になりました。そろそろ落ちく頃かと思つてしまったら、切迫流産になり、本当にびっくりしました」まあいろいろあります。そしてたとえばバスに乗つて、それから私鉄に乗つて、地下鉄で通勤する。しかも、それは満員で、もうやっと乗つて、そして立つているといふことも、むしろ満員の中でささえられているというような状況なんです。それでも殺人の中でほんとうに悲鳴をあげて、すわついても電車がカーブするたびに立つている人がどつと倒れてくるから、そのたんびにおなかを一生懸命に保護するというようなことをするのだけれども、もうこれはほんとうに毎日命がけの苦労をしていらっしゃるわけなんですね。また、東京の方なんかもこう言つています。「おねがいです！お腹に子供がいるんです！」朝のラッシュ時、私は思わず大声で叫びたくなります。習志野の官舎から晴海の税関まで一時間二十分、バス二回と、特に殺人といわれる地下鉄東西線での通勤は、お腹の大きくなかった普段の時でさえ途中で貧血をおこしたりする程の、ものすごいさ」、もう五ヶ月に入ったこのごろでは、そのおなかを両ひじを張つてがんばつても、やつと津田沼から一駅だけはがんばれくれども、あとがんばれない、こういうわけなんですね。そうしますと、もうほんとうにこれは切実な問題でございます。

いつか麹町でしたが、保健所でも、死産とか切迫流産とかいろいろ御調査いただきましたけれども、家庭の主婦の場合とそれから働いている婦人の場合との事故というのは非常に数が、ひどく事故が大きく出てきているわけなんですね。

で、昨年の七月婦人少年局が主催された「婦人の就業に関する懇話会報告書」というのも読ませていただきましてけれども、その中でも「妊娠の通勤等には特別の配慮が必要だ」と、こういうふうに書かれております。せめて朝夕三十分時間を短縮していただけたら、そしたらもうほんとうに

安心できるんだし、そういうような流産だとかいうような悲劇を起こさないで済むんだというのが、働く人たちのほんとうの、妊娠した婦人たちの切実な求要になっているわけです。これは、民間企業でも大きな要求になっております。

これはきちっと法的にするといふは基準法改正  
というような問題もございましょうけれども、非  
常にこの問題が大きな問題となつてきているわけ  
なんです、きょうは特に人事院にもおいでいただき  
ましたが、こういう税関関係とか何かの場合は、  
法改正しなくとも、人事院のほうでこの問題を取

り上げていただけではなくそれに解決するのではなくないか、政府関係等の場合にはできると思うんでもその辺のところを何とか考えて、一人でも、子供をなくして泣く母親のないようにしていただきたいと思うんですけれども、人事院としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

は、専門家の意見というふうなものも十分微しながら検討をさせていただきたい、このように思つております。

○小笠原貞子君 専門家の意見をいろいろ御聴取なさるのもけっこうだと思いますけれども、そんなむつかしいことないんです。おながが大きくてつぶされそうなんだと、流産しそうなんだという問題ですから、医学的にどうなんだなんというむずかしいことはないですね。働く婦人たちも、決して、それを理由にして朝晩三十分ぐらいたずつサボつちやうとか、そんな考え方は持つてないです。

その辺に懶く者を侮蔑して云ふやうな心地がする。いふと、うん。一般的には、こういう場合にはとるというようなことではなかなかむづかしいとか思いますけれども、近い場合には必要なかもしれない。そうでなくて済んでいる場

合にはそれでいいかもしない。しかし、そういう問題で非常に苦しんで切迫流産の危険があるといふような毎日というのは、専門家の意見を聞かなければならぬ。それでも、その電車に一度お乗りになつていただかなければ、どうしてその婦人と行動をともにしていただけば、どう

れだけたいへんかということもわかつていただけたるわけです。だから、そういうような者が要求した場合には、当然これは、母体を保護するという立場から、婦人の福祉を守るというこの法律がかかる以前にだつて私は当然していただきたかったのです。

〇説明員(柳季悌君) 私、先ほど申し上げました  
ことなんですがれども、具体的にはそういうよろ  
なことをやつていただけるのじやないでしょ  
うか。その辺のところを、そんなむずかしく考  
えなければいけないでしょうか。

中で、やはり個々のいろいろな条件というものがござります。それらを踏んまえた上で、どういふうな方法をとつたらいいかということを、専門家の意見といったようなものもこれは微しながらにござります。やはりきめでいきたい、こういふうに考えてお

るわけでござります。

しゃくし定木な御答弁でなくて、やっぱり妊娠して働いている婦人の立場というのを具体的に考えていただいて、そこに理解と信頼というものがな

ければ私はだめだと思うのですね。そういう立場に立つて考えていただきたいと、そ�思います。人事院規則の一〇一四の第十七条の三項に業務の軽減ということが載つておりますけれども、この業務の軽減というのには勤務時間の短縮も含まれるというふうに解釈すれば、そういうしやく一定木に考えていただかなくとも、そういう危険な場合には、業務の軽減というところで運用上その二つとすると、うこことどつてできるのだと思ひます。

私たちも大変なことをして、それで、この問題を解決するためには、専門家の意見を調査して検討するのです。これから専門家の意見を調査して検討してなんというと、流産して死んじやうかもしれません。その辺のところを考えていただきたいと思います。

**○説明員(労働基準監視官)**たたいま御指摘の人事院規則第一〇一四の業務の軽減ということでござりますが、これは、現在労働基準法にございましてわゆる「軽易な業務」につかせるということとまあ同趣旨の形で設けられたものでござります。したが

いままして、いまのお話しの通勤負担の緩和といふ問題については、この規則の運用問題だけでもそれを一つの問題が可能かどうかの問題がやはりござります。したがつて、私どもとしては、そういう意味でも含めまして——また、実は私どものこの人事院

規則では、妊娠中のいろんな健康診査とか保健指導、今度の勤労婦人福祉法の九条にございまして、うなそういう形の規定はもうすでに設けてございまして、その辺との問題もございます。そういうことで、先生御指摘のような趣旨は十分体して

○小笠原貞子君　いま私が言つてはいたことは、  
　　でできるだけ早い時期に検討をしたい、こう  
ふうに思つておるわけござります。

性を守るという立場からも当然だといふうに認めただけると思うし、お認めいただければ人事院に對しても、早く動く者のためにそうい

ふうな措置をとるようよろしく、いよいよ御意旨にもつながるかと思ひますが、その辺、どういうふうに考えていただけますか。

また、人事院のほうでは、早急に、ということばでござりますけれども、「早急に」ということばが使われても何年もかかっていると、いうような問題もございますが、大体「早急」ということばは、いつごろの期限というふうに頭の中でお考えいただけたるかどうか。

その辺を、お三人からお答えいただきたいと申します。

（シニアワードのときには、われわれ自身、もうかなり自分ではかなり自信があると思っておりますが、でも、あなたたはどの弾力性はございませんけれども、（笑声）だいぶきつい目にはあっております。

私は悪条件と戦ってきた男でありますから、  
りそういう体験は必要であります。しかしながら、  
妊娠婦の方は——私女性でありますからわかり  
ませんが、やはりある時期では、自動車ではない  
ない、レールの上を走るもののはうがいいのだよ

いう話は聞いておりますから、もちろんそれ ラッシュアワー以外のときにお乗りになること なりましようが、ラッシュアワーで非常にそれが、死産になるとか、おなかの子に影響するといううなことがあってはなりませんので、この間の生

正の中にも、第十条の中に、「必要な配慮をする」という中に、勤務時間の変更、勤務の軽減といふ必要の措置を講ずるというようなことがございますが、これは明らかに出勤の時間、これをラッシングをはずして通勤できるというようなことを考へ

おる点であります。  
それからお公務員の場合の、人事院のいま  
弁がありましたけれども、この法律にいう事業  
という場合、これは明らかに国または地方公共  
体をさすことは、これはそのとおりであります。

から、私といたしましても、人事院の方々は、いろいろ御研究なさることもあるでしょうが、これはとしては人事院組織その他関係者とお目にかかるとして

まして、この法案の趣旨にのっとった措置をとるよう強く要請する考え方であります。では、時期的にいつできるかといえば、やはりこれは会っておりませんから、そういう御返答はできませんが、さっそく折衝をいたす考えであります。

○政府委員(高橋辰子君) 私の考え方方は大臣と全く同じでございまして、事務当局といたしまして

○説明員(解説李悌君) ただいまのお話でございま  
すが、私も早急にこれは上司に報告いたしまして、  
ただいま労働大臣からもお話しのございましたよ  
うに、早急に実現のできるよういろいろ検討を  
進めたい、このように思います。  
○小笠原眞子君 それでは国税庁ご同、こ、と申  
う

いりますが、国税庁のほうには、全国税の労働組合から、やはり妊娠中の婦人が請求した場合に、朝夕それぞれ三十分以上の、一日六十分の遅刻、早退を認めてほしいという要求が出ていると思うんですけれども、今までの討論をお聞きになつていかがお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○説明員 安田裕之君 私もといたしましては、勤務時間とか休暇の問題につきましては、人事院規則並びにそれを受けでておりますところの總理府令というのがございますが、その定める基準に従つてやつていかなくちゃなりません。したがつて、もし人事院のほうで将来この点について、きょうのここでの議論をもとに改正在されるというようなことでございますれば、私どものほうもそれを受けまして取り扱いを変更する

ことになると、こういうふうに考えております。  
○小笠原貞子君 それは当然だと思うんです。そこで、しかし問題なのは、おたくのほうでは以前には実施されていたんですね、妊娠婦の出勤、朝と晩の三十分というのがね。それが組合分裂のあの時期にこれを取り上げちゃつて、いるんですね。このこと御存じでしょうか。で、私はその辺の事情も考えまして、これは以前にやられていたと、そしてまた当然婦人のそういう母体を守り、そうしてからだを守るということは、業務にも影

響がいいことになりますから、そうすれば当然前にやっていたものを、組合分裂のときにこれを取り上げたという経過から考えれば、もういますぐにだって当然やれるはずなのにあまり考えないで、その辺のところをきちっとまとめて実施していただきたいと思うわけなんですけれども、いまの御答弁のとおり、人事院のはうも考えていただきたいということですから、その段階において早急に処置していただきたいし、また、労働組合の切実な要求といいうものも十分に聞いていただきたいと、そういうふうに考えているんですけれども、その労働組合の、実際本人に希望などもお聞きいたして事情を聴取していただけるかどうかということと、それから十年前にはあったものを、分裂以後取り上げたというところは一体どういう点だったのかということを簡単にお答えいただきたいと思います。

○説明員(安田裕之君) 昨日、実は本日この席でこういいう御質問があるということを伺いましてから、急速私たちはこの問題についていろいろな勉強を重ねたわけありますけれども、むしろそういうことを国税庁はやっていたということを私は聞いておりません。

それから御質問の第二点でござりますけれども、もし人事院のほうで人事院規則を改められるとか、あるいはそれを受けて総理府令が改正になるということをございますれば、職員の希望を聞きまして、それに沿った扱いをするという方針でおります。

○小笠原貞子君 それは御存じなかつたということも、事実はそうでござりますということを申し上げておきたいと思います。

それから関税のほうにお伺いしたいと思いま

響がいいことになりますから、そうすれば当然前にやっていたものを、組合分裂のときにこれを取り上げたという経過から考えれば、もういますぐにだって当然やれるはずなのにあまり考えないで、その辺のところをきちっとまとめて実施していただきたいと思うわけなんですけれども、いまの御答弁のとおり、人事院のほうも考えていただきとということですから、その段階において早急に処置していただきたいし、また、労働組合の切実な要求というのも十分に聞いていただきたいと、そういうふうに考えているんですけれども、その労働組合の、実際本人に希望などもお聞きいただいて事情を聴取していただけるかどうかということと、それから十年前にはあったものを、分裂以後取り上げたというところは一体どういう点だったのかということを簡単にお答えいただきたいと思います。

響がいいことになりますから、そうすれば当然前にやっていたものを、組合分裂のときにこれを取り上げたという経過から考えれば、もういますぐにだって当然やれるはずなのにあまり考えないで、その辺のところをきちっとまとめて実施していただきたいと思うわけなんですけれども、いまの御答弁のとおり、人事院のほうも考えていくといふことですから、その段階において早急に処置していただきたいし、また、労働組合の切実な要求といふものも十分に聞いていただきたいと、そういうふうに考えているんですけれども、その労働組合の、実際本人に希望などもお聞きいただいて事情を聴取していただけるかどうかということと、それから十年前にはあったものを、分裂以後取り上げたといふところは一体どういう点だったのかということを簡単にお答えいただきたいと思います。

○説明員(安田裕之君) 昨日、実は本日ここ席でこういふ御質問があるということを伺いましたから、急速私たちはこの問題についていろいろな勉強を重ねたわけありますけれども、むしろそういうことを国税庁はやっていたということを私は聞いておりません。

それから御質問の第二点でござりますけれども、もし人事院のほうで人事院規則を改められるとか、あるいはそれを受けて総理府令が改正になるとということをございますれば、職員の希望を聞きまして、それに沿った扱いをするという方針でおります。

響がいいことになりますから、そうすれば当然前にやっていたものを、組合分裂のときにこれを取り上げたという経過から考えれば、もういますぐにだって当然やれるはずなのにあまり考へないで、その辺のところをきちっとまとめて実施していただきたいと思うわけなんですねけれども、いまの御答弁のとおり、人事院のほうも考えていくといふことですから、その段階において早急に処置していただきたいし、また、労働組合の切実な要求といふものも十分に聞いていただきたいと、そういうふうに考へておるんですけれども、その労働組合の、実際本人に希望などもお聞きいただいて事情を聴取していただけるかどうかということと、それから十年前にはあったものを、分裂以後取り上げたというところは一体どういう点だったのかということを簡単にお答えいただきたいと思います。

○説明員(安田裕之君) 昨日、実は本日ここでの席でこういふ御質問があるということを伺いましてから、急速私たちはこの問題についていろいろな勉強を重ねたわけありますけれども、むしろそういうことを国税庁はやっていたということを私は聞いておりません。

それから御質問の第二点でござりますけれども、もし人事院のほうで人事院規則を改められるとか、あるいはそれを受けて総理府令が改正になるということをございますれば、職員の希望を聞きまして、それに沿った扱いをするという方針でおります。

○小笠原貞子君 それは御存じなかつたというふうに伺はせていただけますと、この問題について、これまで労働組合とお話し合いをなされたかどうか、そしてこの要求を妥当とお思いになつたかどうか、その辺をお答えいただきたいと思います。

それから閑税のはうにお伺いしたいと思いま

○説明員(森谷要君) お答えいたします。  
ただいま御指摘の点につきましては、かねてからたびたび組合の婦人部の方々から御要望のあることは十分承知しております。で、私どもいたしましては、税関の職場とくらものは非常に大蔵省の組織の中でも女性の数が少のうございまして、そういう意味におきまして、非常に大事にしちゃる職場だと私は確信いたしておりますが、さような考え方もございまして、たびたび御要望があつた点を踏まえまして、今まで人事院当局にもどうにかならないだろか、多少なりとも前向きにこの問題を解決いたしたいということで御相談にあがつてきたいきさつがございます。ところが、先ほぞ、人事院の方々御説明ございまして、なほ、そのとおりであります。

○説明員(森谷要君) お答えいたします。  
ただいま御指摘の点につきましては、かねてからたびたび組合の婦人部の方々から御要望のあることは十分承知しております。で、私どもといたしましては、税関の職場というものは非常に大蔵省の組織の中でも女性の数が少のうございまして、そういう意味におきまして、非常に大事にしておる職場だと私は確信いたしておりますが、さうな考え方もございまして、たびたび御要望があつた点を踏まえまして、今まで人事院当局にどちらにかならないだろうか、多少なりとも前向きにこの問題を解決いたしたいということで御相談にあがつてきましたしきしがございます。ところが、先ほど来、人事院の方から御説明がございましたように、遺憾ながら現在の人事院規則の運営の点から、通勤時間をずらして勤務時間を短縮するというようなことは、これはなかなかむずかしいと、で、本人の請求によつて業務の軽減をすることは可能であるが、どうもむずかしいと、こういうことでござります。先ほど人事院のほうからもお話しがございまして、しかも、先ほど労働大臣からもお答えがございましたように、いま申し上げたような考え方で現在まで終始しておりますので、この問題がいま御議論になつておりますところの法案が成立した暁に、何らかの形で先生の御指摘のような方向で解決されるといたしましたならば、私ども非常に喜んでさよな形でこの問題が解決されることを期待いたしておるわけでござります。

○説明員(森谷要君) お答えいたします。  
ただいま御指摘の点につきましては、かねてからたびたび組合の婦人部の方々から御要望のあることは十分承知しております。で、私どもいたしましては、税関の職場というものは非常に大蔵省の組織の中でも女性の数が少のうございまして、そういう意味におきまして、非常に大事にしておる職場だと私は確信いたしておりますが、さうな考え方もございまして、たびたび御要望があつた点を踏まえまして、今まで人事院当局にどちらにかならないだろうか、多少なりとも前向きにこの問題を解決いたしたいということで御相談にあがつてきたいきさつがございます。ところが、先ほど来、人事院の方から御説明がございましたように、遺憾ながら現在の人事院規則の運営の点から、通勤時間をずらして勤務時間を短縮するというようなことは、これはなかなかむずかしいと、で、本人の請求によって業務の軽減をすることとは可能であるが、どうもむずかしいと、こういうことでござります。先ほど人事院のほうからもお話しがございまして、しかも、先ほど労働大臣からもお答えがございましたように、いま申し上げたような考え方で現在まで終始しておりますので、この問題がいま御議論になつておりますところの法案が成立した暁に、何らかの形で先生の御指摘のような方向で解決されたといたしましたならば、私ども非常に喜んでさような形でこの問題が解決されることを期待いたしておるわけでござります。

○小笠原貞子君 いろいろな法的な問題や規則の面では、人事院規則とか総理府令とかいろいろな問題でのきまりがなければやりにくいというようなことでございましたけれども、一つお伺いしたいのは、職場の中で婦人がどれくらいいるかといえども、半分以上婦人だという職場もありますけれども、全体としてそんなにたくさんございませんのは、そしたらどのくらいいるかといったら、一つの職場でもう一ぺんに何十人が同時に妊娠し

いるというようなのは現在の状態では考えられないわけですね。そうすると、一つの職場の中でもいわゆる「母性」を保護するための仕事は、だらみんなその人のために三分分ぐらし朝晩減らしても、それくらいの仕事はみんなでカバーできるし、一向差しつかえないと思うようなことで、それぞれの役所で、それぞれ職場で自主的にそういう立場で母性を保護するいうようなことをした場合にはどうなります。私は当然それはできると思うのですけれども、ういうふうなやり方というのはできないもので

いるというようなのは現在の状態では考えられないわけですね。そうすると、一つの職場の中でも妊娠している、この人はほんとうにいま通勤でいらっしゃうようなことで、それぞの役所で、それぞれ職場で自主的にそういう立場で母性を保護する私は当然それはできると思うのですけれども、もういうふうなやり方というのはできないものであります。

**説明員（森谷要君）** 大蔵省の中の税関の職員について申しますと、現在女子の職員が、約七千名の職員がござりますが、そのうち五百八十四人の婦人の方がつとめております。で、先ほど申し上げましたように、私ども非常に、御指摘をつまでもなく、この問題に非常に関心を持つておりますので、當時妊婦の、妊娠中の御婦人の数把握しておるわけでございますが、現在十三名の婦人の方に限って、たとえばにいろいろの職場に配属されておるわけでござりますが、そういう妊婦の方に限って、たとえば務員時間、出勤時間をずらすということは、遺憾です。から現在の人事院の規則の上ではだめだというのと、どうでござります。したがいまして、私ども大蔵省の税関の職場いたしましては、やはり業務員法あるいは人事院規則といふものを適正に守りたいとして職場を運営してまいる必要があるという考え方を持っておりますので、人事院規則といふと、このへんなどと、だからみんなその人のために三分ぐらい朝晩減らしても、それくらいの仕事をなんなでカバーできるし、一向差しつかえないというようなことで、それぞの役所で、それぞれ職場で自主的にそういう立場で母性を保護する私は当然それはできると思うのですけれども、もういうふうなやり方というのはできないものであります。

○小笠原貞子君 いま労働省では週休二日制というような問題も考えておられるというような時代になつておられるわけなんですね。やっぱり私は頭の切りかえを少ししてほしいんです。三十分朝おそいからそれはできないというような、とにかく三十分という時間そこにいれば仕事の能率があるみたいに考えているところをもうちょっと頭をやわらかくしてもらいたいんです。やっぱり三十分、三十分、一時間という時間が短縮されるかもしれないけれども、ほんとに安心して働くて能率をあげるという実際の面からの見方というものをやつていただきたい。そうでないから、役所というのは、とにかく時間に行って黙つて立たつて、あれやつているんだというふうなふうに言われている一面もあるわけですね。私はそういうふうなことは考えていませんけれども、やはりほんとうに母性を守り、そうして仕事も家庭も両立させていくという立場に立てば、しゃくし定木な御答弁というのは、いまもうすでに週休二日制というようなことがいわれているときに非常に残念だと思うので、もう少し頭を柔軟に考えていただきたいということを要望したいと思ひます。

で、それじゃ続いて自治省の叶野さん、自治省のほうにお伺いいたしたいと思ひますけれども、やはり妊娠中の女子地方公務員、地方公営企業職員についても事情は同じだと思いますけれども、自治省としてこの問題を調査研究されたというようなことはござりますのでしょうか。

○説明員(叶野七郎君) 地方公共団体の職員の勤務条件につきましては、地方公務員法の二十四条の五項に規定がありまして、國なりその他の地方公共団体との権衡を失しないようというような規定がありますので、もちろんそれは労働基準法もかぶっておりますから、労働基準法の範囲内の問題、その二つの条件でこのことを考えて指導してきてまいってはおります。ただ、このように具体的な問題については、率直なところ、現在まで指導した覚えはありません。

いうのをちょっと調べてみたら、実施しておりませんね。で、そういうような点もござりますので、調査したことないとおっしゃいましたけれども、自治省としても、やはり働く婦人をたくさんかえでこういう問題も切実な問題としていま提起されておりますので、地方自治体の自主性を尊重しながらも、好ましい方向として指導をしていただきたくふうに希望するんですが、そういうふうな姿勢で自治省として御指導を考えていただけが、

○説明員(叶野七郎君) 先ほど人事院なりあるいは労働省のほうから御答弁ありましたような方向で、自治省といったしましても検討してまいりたいと思います。

○小笠原真子君 まあ、そういうようなことを伺いますと、人事院も相当しつかりしていただかな  
いと、他に影響がたいたへん大きゅうございまの  
で、先ほどのことばどおりに、早急に具体的に実  
施をしていただけるような措置をとつていただき  
たいということを重ねてお伺いして、御答弁けつ  
こうでございますが、次の問題に移らせていただ  
きたいと思います。

でそれから續いて自衛省の町野さん、自衛省のほうにお伺いいたしたいと思ひますけれども、

やはり妊娠中の女子地方公務員、地方公営企業職員についても事情は同じだと思いますけれども、自治省としてこの問題を調査研究されたというようなことはござりますのでしょうか。

○説明員(野七郎君) 地方公共団体の職員の勤務条件につきましては、地方公務員法の二十四条の五項に規定がござりまして、國なりその他の地方公共団体との権衡を失しないようにと、いろいろな規定がございますので、もちろんそれは労働基準法もかぶっておりますから、労働基準法の範囲内の問題、その二つの条件でこのことを考えて指導してきてまいってはおります。ただ、このよう具体的な問題については、率直などころ、現在まで指導した覚えはありません。

いうのをちよつと調べてみたら、実施しておりますので、調査したことないとおっしゃいましたけれども、自治省としても、やはり働く婦人をたくさんかえでこういう問題も切実な問題としていま提起されておりますので、地方自治体の自主性を尊重しながらも、好ましい方向として指導をしていただきたいというふうに希望するんですが、そういうふうな姿勢で自治省として御指導を考えていただけがとううか。

○説明員(叶野七郎君) 先ほど人事院なりあるいは労働省のはうから御答弁ありましたような方向で、自治省といたしましても検討してまいりたいと思います。

○小笠原真子君 まあ、そういうようなことを伺いますと、人事院も相当地かりしていただかなといと、他に影響がたいへん大きゅうございますので、先ほどのことばどおりに、早急に具体的に実施をしていただけるような措置をとっていただきたいということを重ねてお伺いして、御答弁かけつけうございますが、次の問題に移らせていただきたいと思います。

次に、産前産後の休暇についてお伺いしたいと思いますが、婦人少年局訳によります一九六八年の十一月二十六日から二十八日までパリで開かれましたO E C Dセミナーの報告書というものを拝見いたしました。これで産前産後の休暇の欄をずっと見てみましたが、たとえばフランスとかイタリアーというもののを見ると、産前産後八週間、しかも、強制的に産前産後を取れというような、非常に母性保護の立場に立った内容になつてゐるわけなんです。こういうものから見ると、先ほど、まあI L Oの問題で言われましたけれども、日本が非常に、たいへんおくれているわけなんですね。でも、先ほども、まだそれは一〇三号は十四カ国しか批准していないというようなお話をありましたが、けれども、まあG N Pがこれだけだというのなら、どの国がしなくて日本がやつてみると、いくらいでなければ福社国家と言えることにはならない

いと思うわけなんです。で、こういうような産前産後の休暇の問題を考えますと、働き過ぎるエゴノミック・アニマルというような国際的批判も当然だという一面も出てくると思います。私はその産前産後の休暇を考えたら、これはどうしてもいき難いと思うんですけど、産前産後八週間といふような国際的な水準に恥じないようを持っていていただきたい。週休二日制もけつこうだけれども、それもやつていただきたいけれども、産前産後の八週間というものをやつていただきたいと、こう希望するわけですから、大臣としてはどういうふうな御見解でしょうか。

○國務大臣（塚原俊郎君） 労働基準法ができまして二十数年たつまして、当初のうちははじまない面もありましたけれども、このころはだいぶ定着いたしてきたと私は考えております。また、労働基準法研究会においていろいろ検討された結果、立法措置をとられたものもあることは御承知のとおりでございます。特に最近ややおそきに失った感はあるかもしれません、婦人の問題、たゞいま勤労婦人福祉は御審議を願つておるのであります。が、婦人問題が非常に大きくクローズアップされてまいりましたこと、これも事実でございます。したがいまして、いま八週間というお話をございますが、今日までいまのところ六週間でございますが、そういう婦人問題というものが非常に脚光を浴びるおるというか重大な問題であり、今後の日本の発展段階においても大きな役割りを占めるということから考えまして、これは前向きの検討を続けなければならぬ。いま現にこの問題等を含めまして労働基準法研究会でも御議論を願つておりますから、その考え方といふようなもの等と相ましまして、この問題と真剣に取り組む考えであります。考える所存であります。

○小笠原貞子君 さうは時間の関係で特に母性法が出された段階で、ほんとうにこれが婦人のことを考えて出されたものか、あるいは、巷間にい

れるような労働力のかり集めのために出されたものかということは、これから具体的な行政たるは予算のつけ方というところが試金石になつて出てくると思います。私は、いま具体的な問題でいろいろ希望をしたわけなんですが、こういうことがほんとうに実施し措置されたときに、ああやっぱり労働省は本気で婦人の、働く者の立場に立ってやつてくれているんだな、こういう期待もあるし、この法そのものも生かされてくると思いますので、そういう立場に立つて真剣に、前向きとおしゃつたその姿勢でしっかりやっていただきたいと思います。

○委員長(中村英男君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の審査はこの程度にいたしま

本日はこれにて散会いたします  
午後五時三十分散会

六月六日本委員会に左の案件を付託された。

勵労婦人福祉法案

子備案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

（基本的理念）

**第二条 勤労婦人は、次代をなう者の生育について重大な役割を有するとともに、経済及び社会の発展に寄与する者であることにかんがみ、勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和を図ること。しかも性別により差異はない。**

発揮して充実した職業

(職業訓練) ように配慮されるものとする。

職業訓練

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

第八条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤

労婦人が職業に必要な技能（これに関する知識し、その能力の向上を図る）を習得することを促進するため、勤労婦人に對し職業訓練の機会が均等に確保されるよう、婦人その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なうとともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

少安の指揮で、一曲一曲の歌詞を丁寧に教わる。少安は力強く

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮)。  
第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子  
扶養

保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)の規定による保健指導又は健診を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する労働婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようするため○必要な配慮をする勤務の輕減等措置を講ずる  
するよう努めなければならない。

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項を次のように改める。

4 厚生大臣は、昭和四十九年末を目指として、  
あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び  
柔道整復以外の医業類似行為の業務内容、免許  
資格等の事項に関する調査審議の結果を参考しや  
くして、必要な措置を講じなければならぬ。

三四